第2次京丹後市障害者計画【案】

~共に生きる障害者福祉の充実に向けて~

平成 23 年 10 月

京丹後市

【目 次】

第1部 計画の策定にあたって

第 1	章	計画の基本的な考え方	2
笋	[1]	う 計画策定の趣旨	2
第	2 貿	う 計画の位置づけ	4
第	3質	う 計画の期間	5
第	4 質	う 計画の理念等	6
第2	2章	京丹後市の現状と課題	9
笋	1 飣	う 障害のある人の状況	9
笋	2 貿	う 障害福祉サービスの状況	14
笋	3質	カニーズ調査等からみる現状と課題	22
第3	章	計画の目標	42
笋	11 質	5 第1次計画の成果と課題	42
笋	2 貿	う 計画の基本目標	47
第 2	2 部	第2次障害者計画	
第 1	章	施策の基本方向と取り組み	52
笋	[1]	市 施策の体系	52
第	2 貿	市 広報・啓発活動	53
笋	3質	5 生活支援	56
第	54節	う 療育・教育	62
穿	5 質	。雇用・就労	66
穿	6 貿	5 生活環境	69
笋	うり 節	う 生きがい・社会参加支援	73

第1部 計画の策定にあたって

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成 18 年度に平成 23 年度までを計画期間とする「京丹後市障害者計画」を策定し、平成 18 年度から開始された新たな障害福祉サービスである自立支援給付への対応を図るとともに、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員として共に生きる「共生社会」の実現をめざして、様々な施策を推進してきました。この間、平成 20 年度には、障害者自立支援法に基づく「第2期京丹後市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの一層の充実に取り組んできました。

しかし近年、社会情勢のめまぐるしい変化や保健・医療技術の進歩等を背景に、障害者施策を取り巻く状況は大きな変化をみせています。国では、平成 17年4月に「発達障害者支援法」が施行され、これまでグレーゾーンとされてきた発達障害者への総合的な支援の流れが明確化されました。また、平成 18年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され(平成 21 年4月にも一部改正)、障害のある人の就労・雇用対策の強化が図られました。さらに平成 19年4月、「学校教育法」の中に特別支援教育が位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援を充実させることとなりました。

一方、平成 18 年 10 月に全面施行された障害者自立支援法によって、これまで身体障害、知的障害、精神障害ごとに分かれていた各種サービスが一元化されるとともに、就労移行支援事業などが創設され、就労支援の抜本的強化が図られました。しかし、利用者負担については、支援費制度の応能負担から、サービスの利用量に応じ定率1割の利用者負担を求める応益負担へと変更されたことにより、全国的な議論が起こりました。その結果、障害者自立支援法は平成 25 年 8 月までに廃止することが決定され、代わりに新たな法律として、「障害者総合福祉法」(仮称)の制定などが予定されています。また、平成 22年 12 月には、「障害者総合福祉法」(仮称)制定までのつなぎ法案として障害者自立支援法が改正され、応能負担への変更や発達障害も障害者自立支援法の対象となることが明確化されるなどの改正が行われました。さらに、わが国が署名をしている「障害者の権利に関する条約」については、条約批准に向けた国内法を整備するため、平成 22 年 1 月に「障がい者制度改革推進会議」が設置され、平成 23 年 6 月に「障害者虐待防止法」、同年 7 月に「障害者基本法の一部を改正する法律案」が成立し、現在、「障害者総合福祉法(仮称)」の制定、障害者差別禁止法の制定に向けた検討が進められています。

このような状況に対応するため、本市における障害者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障害者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「第2次京丹後市障害者計画及び第3期京丹後市障害福祉計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画と、障害者自立支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画を一体的に策定したものであり、本市における障害者施策全般に関する基本計画として位置づけられるものです。このため、国の「障害者基本計画」及び京都府の「京都府障害者基本計画 後期重点計画」を踏まえたものとします。

また、この計画は「第1次京丹後市総合計画・後期基本計画」に即したものとするほか、本市の関連計画である「第2次京丹後市地域福祉計画」「第5期京丹後市高齢者保健福祉計画」「京丹後市次世代育成支援対策行動計画後期計画」「京丹後市健康増進計画」等の各種計画との整合性を持ったものとします。

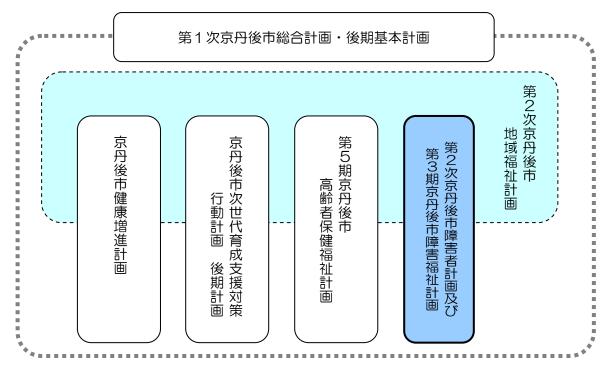
【参考】

● 障害者基本法第 11 条第3項

「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。」

● 障害者自立支援法第88条第1項

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。」



第3節 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成29年度までの6年間とします。

ただし、障害者自立支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業等の各種福祉サービスについては、平成 26 年度までの目標値を設定することとされているため、この計画の障害福祉計画部分については、平成 24 年度から平成 26 年度までの3年間を計画期間とします。

また、計画については、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて て大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	第 2 次	京丹後市頃	害者計画		
第3期京	丹後市障害福	a 祉計画			

第4節 計画の理念等

1 計画の基本理念

「共に生きる障害者福祉の充実」

地域には子どもや大人、高齢者、障害のある人など様々な人が生活しています。だれもが住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心と尊厳を持って暮らせる社会を築くためには、障害のある人の生活においても当然の権利として、主体性を持って社会、経済、文化、スポーツなど、あらゆる活動に参加できる機会を保障された社会、物理的にも精神的にもバリアフリー*の社会をめざしていかなければなりません。

本市では、障害のあるなしにかかわらず一般社会の中で、障害のある人とない人が共に生きる社会が普通の社会であるという「ノーマライゼーション*」と、障害があってもライフステージ*のすべての段階において、障害に応じた自立生活を営むことのできる状態を保障することが可能となるよう支援する「リハビリテーション*」の理念のもと、障害のある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現に向けて施策の推進を図っていきます。

※ バリアフリー:

住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

※ ノーマライゼーション:

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

※ ライフステージ:

人の一生を幼年期から老年期までのいくつかに区分した段階。それぞれの段階において生じる生活問題に応じた福祉的援助のあり方が検討されている。

※ リハビリテーション:

障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力の回復を図るための技術的な訓練プログラムにとどまらず、そのライフステージのすべての段階で、社会的・経済的に普通の生活を営むことのできる状態を保障することができるように援助する、障害のある人の自立と参加をめざす障害者施策の理念。

2 計画の視点

(1) 基本的人権の尊重

計画の基本理念である「共生社会」を実現していくには、障害のあるなしにかかわらず、 市民のだれもが等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を認め合うことが大前提となります。各種施策の推進にあたっては、この視点を大前提として進めていきます。

(2) 社会のバリアフリー化の推進

計画の基本理念である「共生社会」を実現していくには、障害のあるなしにかかわらず、すべての市民が社会を構成する一員として社会、経済、文化など、様々な分野の活動に参加する機会が保障されることも重要な視点となります。そのため、道路・交通・公共的施設などのバリアフリー化の推進とあわせて、差別や偏見など心のバリアフリー化についても取り組みを進めるとともに、可能な限り、障害特性に応じたコミュニケーション手段や情報取得手段、また地域生活を支援するためのサービス提供基盤を確保するよう努めます。

(3) 障害の特性を踏まえた利用者本位の支援の展開

障害のある人一人ひとりのニーズに対応するため、個々の障害特性を的確に把握するとともに、サービス提供事業者や関係機関、民間企業、NPO^{*}、当事者団体等と連携を図り、ライフステージの全段階を通じた総合的かつ適切なサービスが提供できるよう支援体制を整えていきます。また、利用者が自らの選択に基づき適切なサービスを利用できるよう、相談支援や利用援助などの体制、さらにはケアマネジメント^{*}の体制を強化します。

NPO (Non-Profit Organization) :

医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などのあらゆる分野の民間の営利を目的としない市民活動団体のこと。一定の要件を満たし、国や都道府県に届け出て法人格を取得し、活動を行っている「特定非営利活動法人(NPO法人)」もある。

※ ケアマネジメント:

障がいのある人等地域での生活に支援を必要とする人に対し、その人の生活全般にわたるニーズと、様々な社会資源を適切に結びつけ、調整を図りながら包括的継続的にサービスを確保していくための援助方法のこと。

(4)総合的かつ効果的な施策の推進

乳幼児期から高齢期まで、ライフステージの全段階を通じて自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉、教育、雇用・就労等の関係行政機関相互の緊密な連携を確保するとともに、「第2次京丹後市地域福祉計画」「第5期京丹後市高齢者保健福祉計画」「京丹後市次世代育成支援対策後期行動計画」「京丹後市健康増進計画」等との整合性にも視点を置きながら、総合的な施策の展開を推進します。

(5) 市民参加と協働※の推進

計画の基本理念である「共生社会」を実現していくには、行政や障害者団体等をはじめとする関係者だけが取り組めばよいというわけではありません。地域に暮らす市民一人ひとりの理解と協力が最も重要な要素となります。障害のあるなしにかかわらず、すべての市民が相互交流の輪を広げながら、共に地域のまちづくりを担う一員として、力をあわせ、だれも排除されることのないまちづくりを進めることが大切となります。そのため、市民の参加と協働を重要な視点として計画の推進を図ります。

※ 協働:

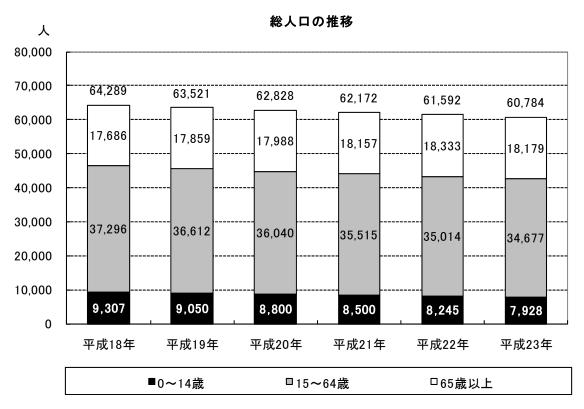
一般的には、「同じ目的のために、協力して働くこと」を意味する言葉。しかし、この計画においては、障害のある人もない人も、行政機関や企業で働く人も、また、子どもから高齢者まで、京丹後市に暮らす市民すべてが、同じ地域の一員として、相互にお互いの不足を補い合い、共に協力して、地域の課題や目的のために取り組むことを意味する。

第2章 京丹後市の現状と課題

第1節 障害のある人の状況

1 京丹後市の人口の状況

京丹後市の総人口の推移をみると、平成 23 年は 60,784 人で、平成 18 年の 64,289 人と比べると 3,505 人減り、5.5%の減少となっています。年齢区分別にみると、「O~ 14 歳」は 1,379 人減り、14.8%の減少、「15~64 歳」は 2,619 人減り、7.0%の減少となっており、少子化の進行や生産年齢人口の減少が拡大している状況にあります。「65 歳以上」は平成 23 年から減少に転じていますが、493 人増え、2.8%の増加となっており、高齢化率も 27.5%から 29.9%と 2.4 ポイント高く、高齢化が進んでいます。



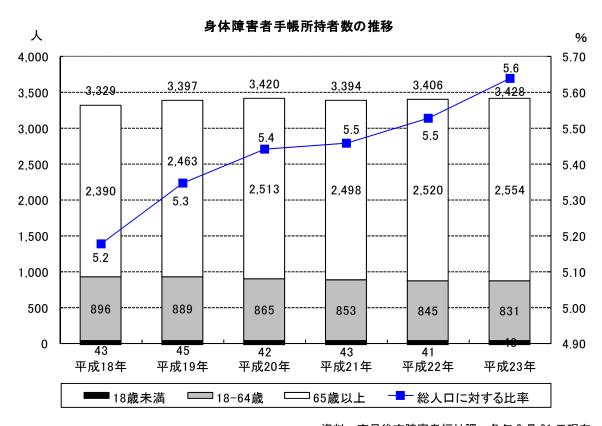
資料:住民基本台帳登録人口 各年3月31日現在

2 障害者手帳所持者数の推移

(1) 身体障害者手帳※所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、近年ほぼ横ばいとなっています。しかし、年齢区分別にみると、「18~64歳」が減少する反面、「65歳以上」は増加傾向となっており、身体障害者手帳所持者についても高齢化している状況がうかがえます。

一方「総人口に対する比率」をみると上昇傾向にあり、平成 23 年は 5.6%で平成 18 年の 5.2%と比べ、0.4 ポイント高くなっています。



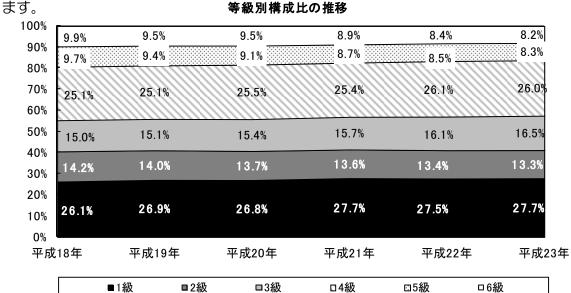
資料:京丹後市障害者福祉課 各年3月31日現在

※ 身体障害者手帳:

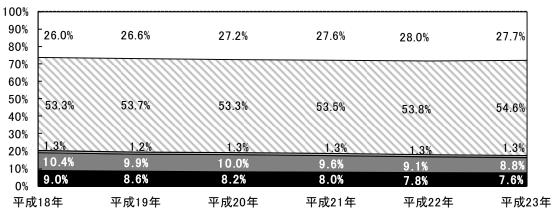
身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級~6級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部(呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう、または直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に分けられる。

身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移をみると、『重度(「1級」と「2級」の合計)』については横ばいとなっていますが、『中度(「3級」と「4級」の合計)』については増加、『軽度(「5級」と「6級」の合計)』については減少傾向となっており、平成23年については、『重度』が41.0%、『中度』が42.5.%、『軽度』が16.5%となっています。

障害の種類別構成比の推移をみると、「肢体不自由」や心臓、じん臓などの「内部障害*」の割合が全体の82.3%を占め、平成18年の79.3%と比べ、3.0ポイント高くなってい



種類別構成比の推移



■視覚障害 ■聴覚・平衡機能障害 □音声・言語・そしゃく機能障害 □肢体不自由 □内部障害

資料:京丹後市障害者福祉課 各年3月31日現在

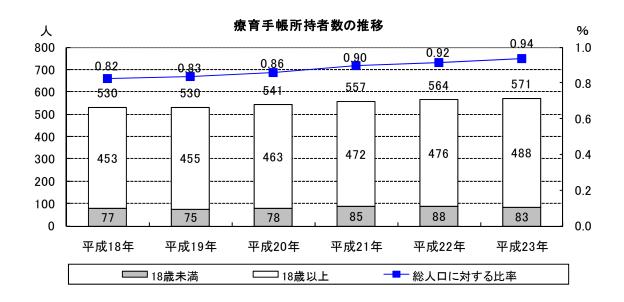
※ 内部障害:

身体障害の一種類で、呼吸器機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸障害、小腸障害、 肝臓機能障害、後天性免疫不全症候群がその障害範囲。

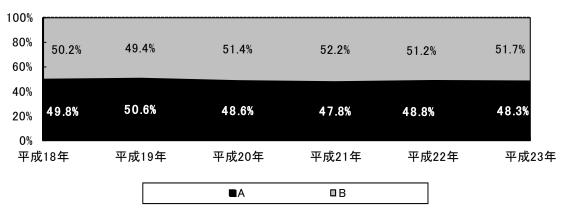
(2) 療育手帳*所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、平成 23 年は 571 人で、平成 18 年の 530 人と比べると 41 人増え、7.7%の増加となっています。年齢区分別にみると、「18 歳未満」が83 人で全体の 14.5%、「18 歳以上」が 488 人で全体の 85.5%を占めています。

判定別構成比の推移をみると、「B判定(軽度)」の割合がわずかに増加傾向にあります。



判定別構成比の推移



資料:京丹後市障害者福祉課 各年3月31日現在

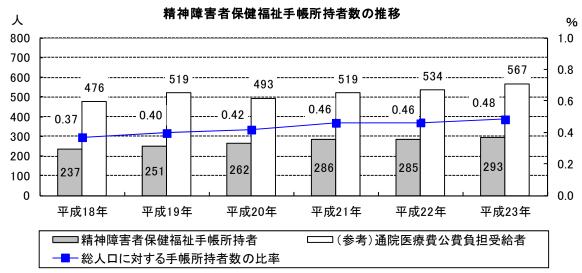
※ 療育手帳:

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して交付される手帳。障害の程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度と記載される。

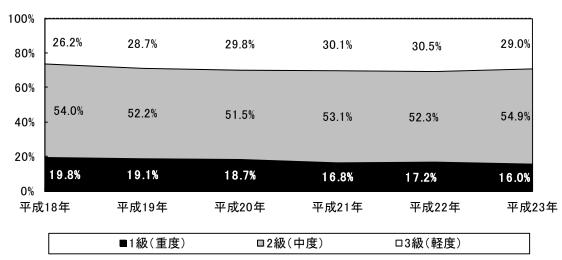
(3)精神障害者保健福祉手帳※所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 23 年は 293 人で、平成 18 年の 237 人と比べると 56 人増え、23.6%の増加となっています。また、通院医療費公費負担受給者数の推移をみると、平成 23 年は 567 人で、平成 18 年の 476 人と比べると 91 人増え、19.1%の増加となっており、手帳は持たないが、通院により精神疾患の治療を受けられているかたの割合は増加傾向にあります。

等級別構成比の推移をみると、「1級(重度)」の割合が減少する反面、「2級(中度)」 「3級(軽度)」の割合は増加傾向にあります。



等級別構成比の推移



資料:京丹後市障害者福祉課 各年3月31日現在

※ 精神障害者保健福祉手帳:

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事及び指定都市の市長が交付する手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証する。精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた人に対して各種の支援策が講じられる。手帳の等級は、1・2・3級まであり、精神疾患(機能障害)の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判定される。

第2節 障害福祉サービスの状況

1 訪問系サービス

訪問系サービスの提供状況をみると、増加傾向で推移しており、平成 23 年度の提供量 見込みは 1,640 時間、第2期計画値に対する進捗率は 134.4%と計画値を上回る値となっています。

単位:時間/月

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
居宅介護	実績値	1, 228	1, 418	1, 640
重度訪問介護 行動援護	第2期計画値	1, 140	1, 180	1, 220
重度障害者等包括支援	進捗率	107. 7%	120. 2%	134. 4%

※平成21年度、22年度実績は年度分の平均値。平成23年度は4月から8月までの月平均値

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスの提供状況をみると、「生活介護」「就労継続支援B型」「児童デイサービス」「短期入所」については増加傾向となっている反面、「自立訓練(機能訓練)」 「自立訓練(生活介護)」「就労移行支援」については減少傾向となっています。

平成 23 年度の提供状況見込みをみると、「自立訓練(機能訓練)」については計画値を下回る反面、「自立訓練(生活訓練)」については、計画値を大きく上回る値となっています。「就労移行支援」「就労継続支援B型」といった就労系サービスについては、計画値を大きく下回る提供状況となっています。一方、「児童デイサービス」については、概ね計画値どおりの提供状況となっています。

単位:人日、人/月

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
	実績値	2, 379	2, 701	2, 860
生活介護	第2期計画値	2, 746	3, 456	4, 301
	進捗率	86. 6%	78. 2%	66. 5%
	実績値	20	8	14
自立訓練(機能訓練)	第2期計画値	22	22	22
	進捗率	90. 9%	36. 4%	63. 6%
	実績値	162	156	150
自立訓練(生活訓練)	第2期計画値	88	88	88
	進捗率	184. 1%	177. 3%	170. 5%
	実績値	538	521	420
就労移行支援	第2期計画値	779	820	861
	進捗率	69. 1%	63. 5%	48. 8%
	実績値	_	_	22
就労継続支援A型	第2期計画値	0	0	0
	進捗率	-	-	_
	実績値	1, 010	1, 114	1, 900
就労継続支援B型	第2期計画値	1, 505	2, 780	2, 843
	進捗率	67. 1%	40. 1%	66. 8%
	実績値	2	2	2
療養介護	第2期計画値	11	11	12
	進捗率	18. 2%	18. 2%	16. 7%
	実績値	179	197	200
児童デイサービス	第2期計画値	186	193	199
	進捗率	96. 2%	102. 1%	100. 5%
	実績値	68	69	80
短期入所	第2期計画値	42	49	56
	進捗率	161. 9%	140. 8%	142. 9%

※平成21年度、22年度実績は年度分の平均値。平成23年度は4月から8月までの月平均値

3 居住系サービス及び指定相談支援(サービス利用計画作成)

居住系サービスの提供状況をみると、「共同生活援助、共同生活介護」及び「指定相談 支援」は増加傾向、「施設入所支援」はほぼ横ばいとなっています。

平成 23 年度の進捗率についてみると、「共同生活援助、共同生活介護」は 107.8%と 概ね計画値どおり、「指定相談支援」については 88.2%、「施設入所支援」については、79.2%と計画値をやや下回る値となっています。

単位:人/月

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
	実績値	41	53	55
共同生活援助(GH) 共同生活介護(CH)	第2期計画値	44	49	51
	進捗率	93. 2%	108. 2%	107. 8%
	実績値	55	56	95
施設入所支援	第2期計画値	60	76	120
	進捗率	91. 7%	73. 7%	79. 2%
	実績値	14	13	15
指定相談支援(サービス利用計画作成)	第2期計画値	11	14	17
	進捗率	127. 3%	92. 9%	88. 2%

※平成21年度、22年度実績は年度分の平均値。平成23年度は4月から8月までの月平均値

4 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

相談支援事業の平成 23 年度提供状況の見込みをみると、「障害者相談支援事業」については、増減なく2箇所の実績で推移しており、進捗率は 100.0%と計画値どおりの事業展開となっています。「地域自立支援協議会」「成年後見制度利用支援事業」についても引き続き実施となっています。

しかし、「障害者相談支援事業」については、地域自立支援協議会の意見として、利用 ニーズに対して相談支援専門員の不足が大きな課題としてあげられています。

単位:箇所、実施の有無/年

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
	実績値	2 箇所	2 箇所	2 箇所
障害者相談支援事業	第2期計画値	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%
地域自立支援協議会	実績値	有	有	有
地域日立又汲励磁云	第2期計画値	有	有	有
相談支援機能強化事業	実績値	無	無	無
但談义拨城形型化事未	第2期計画値	無	無	無
住宅入居等支援事業	実績値	無	無	無
住七八店守又抜争未	第2期計画値	無	無	無
成年後見制度利用支援	実績値	有	有	有
事業	第2期計画値	有	有	有

(2) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業の提供状況をみると、増減を繰り返しており、平成 23 年度の提供量見込みについては 450 人、進捗率は 91.3%と概ね計画値どおりとなっています。

単位:派遣人数(延)/年

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
コミュニケーション 支援事業	実績値	469	427	450
	第2期計画値	469	481	493
	進捗率	100.0%	88.8%	91.3%

[※]平成23年度は4月から8月までの月平均値を12か月分にした値

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の利用状況をみると、「介護・訓練支援用具」「自立生活支援 用具」「排泄管理支援用具」については増加傾向で推移しています。

平成 23 年度の提供量見込みをみると、「排泄管理支援用具」「情報・意思疎通支援用 具」については計画値を大きく上回っており、「介護・訓練支援用具」「在宅療養等支援 用具」については、計画値を下回る値となっています。

単位:件(延)/年

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
	実績値	1	6	6
介護・訓練支援用具	第2期計画値	9	9	9
	進捗率	11. 1%	66. 7%	66. 7%
	実績値	20	11	30
自立生活支援用具	第2期計画値	25	25	25
	進捗率	80. 0%	44. 0%	120. 0%

[※]平成23年度は4月から8月までの月平均値を12か月分にした値

単位:件(延)/年

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
	実績値	12	9	9
在宅療養等支援用具	第2期計画値	18	18	18
	進捗率	66. 7%	50.0%	50.0%
	実績値	1, 295	1, 331	1, 400
排泄管理支援用具	第2期計画値	1, 080	1, 090	1, 100
	進捗率	119. 9%	122. 1%	127. 3%
	実績値	18	18	18
情報・意思疎通支援用具	第2期計画値	11	11	11
	進捗率	163. 6%	163. 6%	163. 6%
	実績値	7	6	10
住宅改修費	第2期計画値	3	3	3
	進捗率	233. 3%	200.0%	333. 3%

[※]平成23年度は4月から8月までの月平均値を12か月分にした値

(4)移動支援事業

移動支援事業の提供状況をみると、増加傾向で推移しており、平成 23 年度の提供量見込みは 8,500 時間、進捗率は 86.3%と計画値に近い値となっています。

単位:時間(延)/年

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
	実績値	7, 664	8, 178	8, 500
移動支援事業	第2期計画値	9, 846	9, 846	9, 846
	進捗率	77. 8%	83. 1%	86. 3%

[※]平成23年度は4月から8月までの月平均値を12か月分にした値

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業の提供状況をみると、3箇所での実施となっており、進捗率は100.0%と計画値どおりの事業展開となっています。

単位:箇所/年

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
	実績値	3	3	3
地域活動支援センター 事業(基礎的事業)	第2期計画値	3	3	3
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%

(6) 任意事業

任意事業(市町村の判断により任意に実施する事業)の提供状況をみると、「児童日中一時支援事業」「障害者日中一時支援事業」については、計画値を大きく上回る値となっています。これらの「日中一時支援事業」については依然利用ニーズが高く、特に児童の長期休暇時は、新規利用希望に対して希望どおりの受け入れが困難な状況が続いています。また、「訪問入浴サービス」についても利用ニーズが高く、現在のサービス提供事業所だけでは市内全域をカバーできない状態であり、「日中一時支援事業」とともに今後の基盤整備が課題となっています。

単位:人(延)、件(延)、箇所/年

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
	実績値	308 人	306 人	320 人
訪問入浴サービス	第2期計画値	260 人	260 人	260 人
	進捗率	118. 5%	117. 7%	123. 1%
	実績値	3, 589 人	4, 667 人	4, 700 人
児童日中一時支援事業	第2期計画値	2, 600 人	3,000 人	3, 100 人
	進捗率	138. 0%	155. 6%	151. 6%
	実績値	3, 626 人	4, 204 人	3,800 人
障害者日中一時支援 事業	第2期計画値	1, 900 人	1,950 人	2,000 人
	進捗率	190. 8%	215. 6%	190. 0%

※平成23年度は4月から8月までの月平均値を12か月分にした値

単位:人(延)、件(延)、箇所/年

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
更生訓練給付費事業	実績値	34 人	21 人	0人
	第2期計画値	70 人	70 人	70 人
	進捗率	48. 6%	30.0%	l
視覚障害者歩行訓練事 業	実績値	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	第2期計画値	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	進捗率	l	1	I
精神障害者社会復帰教 室	実績値	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	第2期計画値	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%
障害者共同生活訓練事 業	実績値	3 箇所	4 箇所	4 箇所
	第2期計画値	4 箇所	4 箇所	4 箇所
	進捗率	75. 0%	100.0%	100.0%
生活サポート事業	実績値	2 件	2 件	2 件
	第2期計画値	1 件	1 件	1 件
	進捗率	200. 0%	200. 0%	200. 0%
視覚・聴覚障害者研修	実績値	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	第2期計画値	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%
奉仕員養成研修事業	実績値	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	第2期計画値	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	進捗率	100.0%	100. 0%	100.0%
自動車運転免許取得助成	実績値	2 件	3 件	2 件
	第2期計画値	1 件	1件	1件
	進捗率	200.0%	300.0%	200. 0%
自動車改造助成	実績値	1件	3 件	2 件
	第2期計画値	2 件	2 件	2 件
	進捗率	50. 0%	150. 0%	100.0%

※平成23年度は4月から8月までの月平均値を12か月分にした値

第3節 ニーズ調査等からみる現状と課題

1 アンケート調査

(1)調査の概要

この調査は、「第2次京丹後市障害者計画及び第3期京丹後市障害福祉計画」を策定するにあたり、障害のある人の実情やニーズ、さらには障害者施策へのご意見を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査期間	平成 23 年 7 月 8 日~平成 23 年 7 月 20 日				
	京丹後市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手				
	帳をお持ちの方から抽出				
調査対象	〇身体障害者手帳所持者:311人(抽出)				
	〇療育手帳所持者:505人(全数)				
	〇精神障害者保健福祉手帳所持者: 298 人(全数)				
	配布数	有効回収数	有効回収率		
回収結果	1, 114	538	48. 3%		

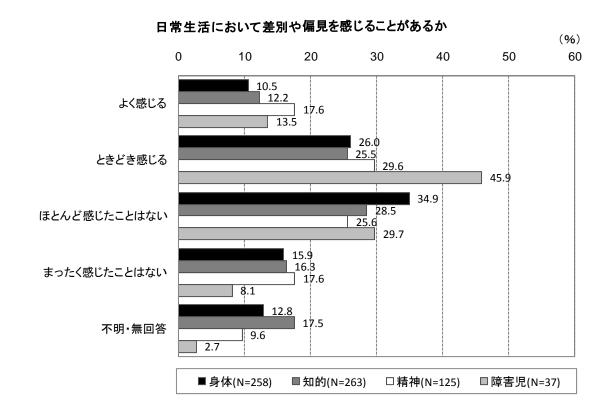
■ 調査結果の見方

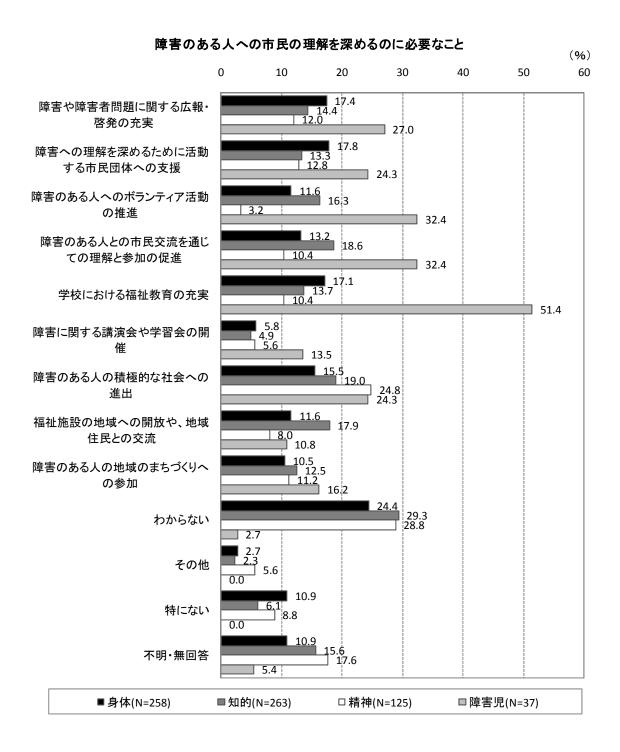
- 回答結果は、小数第2位を四捨五入しており、比率の合計が 100.0%にならないことがあります。
- 結果中の「身体」「知的」「精神」「障害児」の区分については、手帳所持者別または年齢別にクロス集計をかけることで身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、障害児(18歳未満)を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者がそれぞれに数えられており、有効標本数(N数の合計)が有効回収数より多くなっています。
- 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対してそれぞれの割合を 示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- O グラフのN数 (number of case) は、有効標本数 (集計対象者総数) を表しています。
- 設問の表題や選択肢について、一部簡略化している場合があります。

(2) 障害や障害のある人への理解について

日常生活において差別や偏見を感じたことがあるかについてみると、障害種別で差が生じており、「精神」や「障害児」において『感じる(「よく感じる」「ときどき感じる」の合計)』の割合が高い傾向にあり、特に「障害児」では6割弱と、他の障害より10~20ポイント程度高くなっています。

障害のある人への市民の理解を深めるのに必要なことをみると、「知的」「精神」では 「障害のある人の積極的な社会への進出」、「身体」「障害児」では「学校における福祉 教育の充実」の割合が高くなっており、広報啓発だけでなく、実際にふれあうことを通じ て理解を深めていくことが必要となっています。



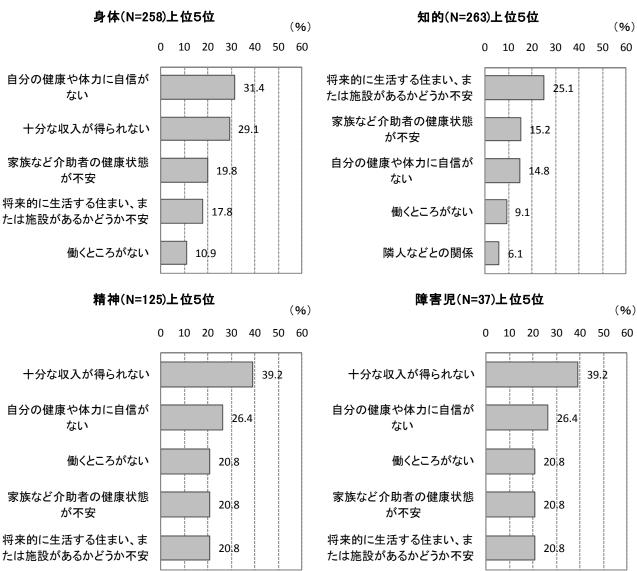


(3) 生活への支援について

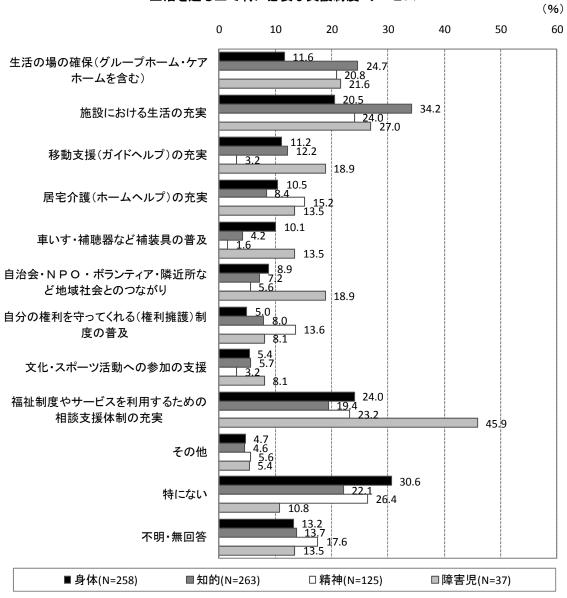
生活で困っていること、不安に思っていることをみると、障害種別にかかわらず、健康 面や収入面が多い一方、「知的」では将来的に生活する住まい、「精神」「障害児」では 働くところとなっており、障害種別による差もみられます。

また、生活を送る上で特に必要な支援制度・サービスについてみると、障害種別にかかわらず「福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実」「施設における生活の充実」「生活の場の確保」の割合が高い傾向にあります。これらのサービスは障害のある人が地域の中で生活するうえでも重要なものとなるため、ニーズを踏まえ計画的に充実を図ることが必要となります。

生活で困っていること、不安に思っていること

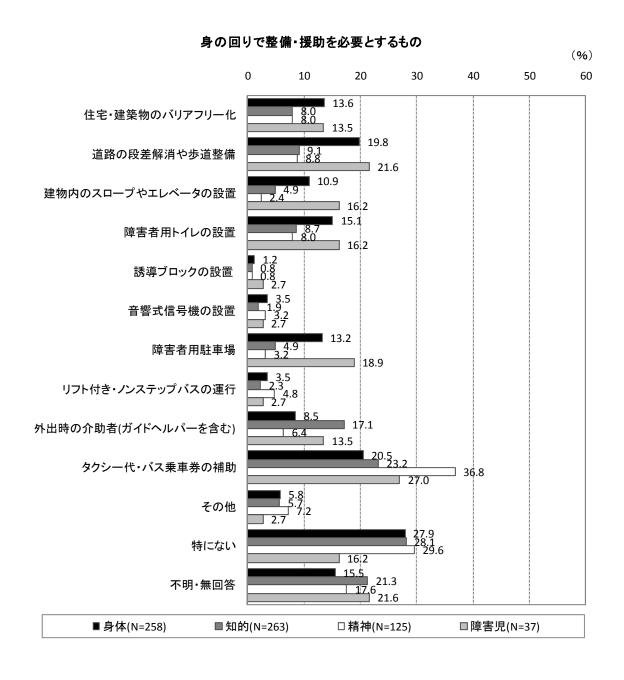


生活を送る上で特に必要な支援制度・サービス

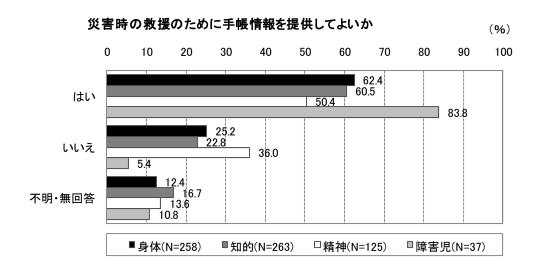


(4) 生活環境について

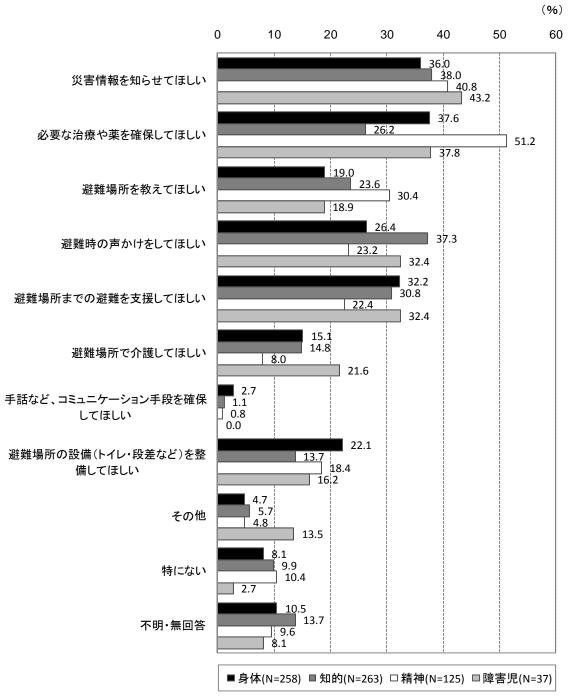
身の回りで整備・援助を必要とするものについてみると、障害種別にかかわらず、「タクシー代・バス乗車券の補助」といった移動支援が求められています。障害種別でみると、「身体」「障害児」において、建築物や道路の段差、トイレ、駐車場などにおけるバリアフリー化が求められており、特に公共施設や大規模集客施設、公共交通機関を中心に未整備な場所については関係機関と連携・協力し、整備を進めていくことが必要となります。



災害時の救援のために手帳情報を提供してよいかについては、障害種別によって差がみられ、「障害児」では「はい」が8割を超えるのに対し、「精神」では5割となっています。また、災害時に支援してほしいことについてみると、障害種別にかかわらず「災害情報を知らせてほしい」の割合が高くなっていますが、「精神」については、「必要な治療や薬を確保してほしい」の割合も5割を超えています。しかし、災害時要援護者対策の充実を図るには、個人情報保護の問題にもかかわるため、本人や家族等の関係者の理解を促しつつ対策の充実を図ることが必要となります。



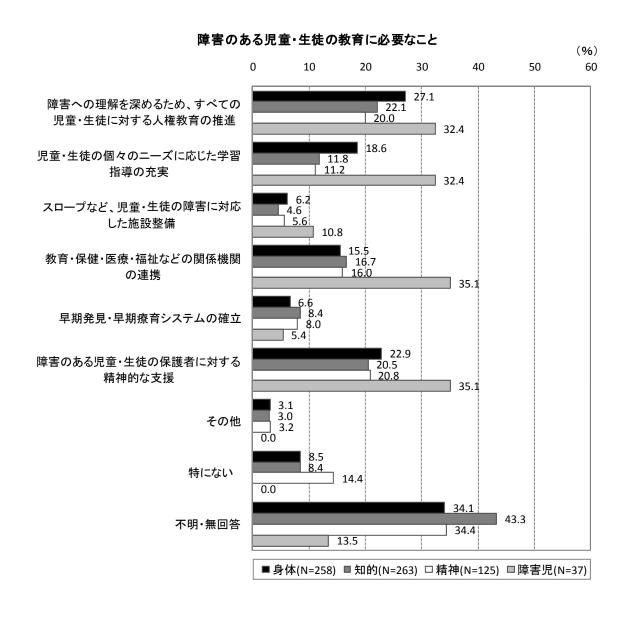
災害時に支援してほしいこと



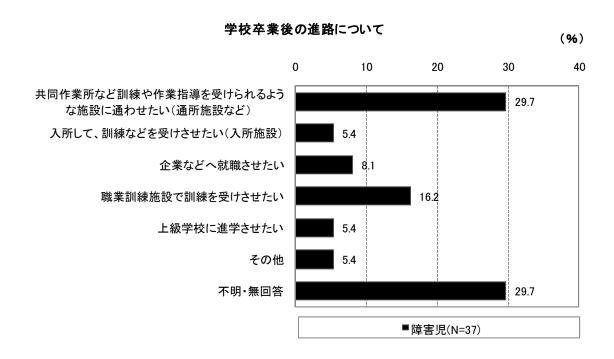
(5) 児童・生徒の教育について

障害のある児童・生徒の教育に必要なことをみると、障害種別にかかわらず「障害への理解を深めるため、すべての児童・生徒に対する人権教育の推進」「障害のある児童・生徒の保護者に対する精神的な支援」の割合が高い傾向にあります。

一方、当事者である「障害児」についてみると、「教育・保健・医療・福祉などの関係機関の連携」「児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実」の割合も高くなっており、教育の内容についての充実を図ることが求められています。

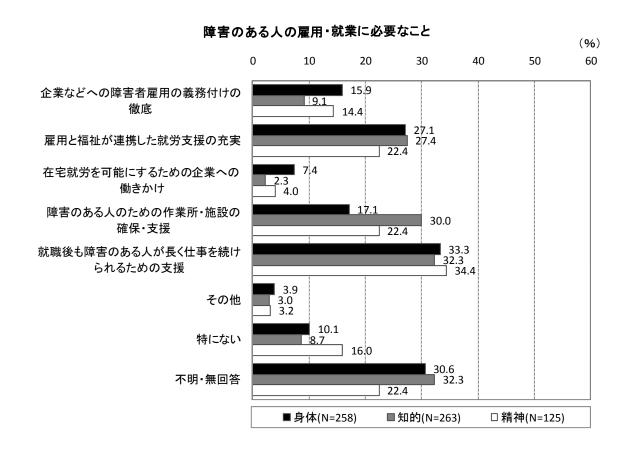


学校卒業後の進路についてみると、通所施設や職業訓練施設など日中活動系サービスの利用希望が多くなっていることから、卒業生や家族の意向を踏まえながら、進路指導の充実や障害福祉サービスの基盤整備を図ることが必要となります。



(6) 雇用・就業について

障害のある人の雇用・就業に必要なことをみると、障害種別にかかわらず「就職後も障害のある人が長く仕事を続けられるための支援」「雇用と福祉が連携した就労支援の充実」の割合が高い傾向にあり、就労の前後にわたる支援の充実が求められています。また、「知的」「精神」については、「障害のある人のための作業所・施設の確保・支援」の割合も高くなっており、一般就労が困難な障害のある人に対する福祉的就労^{*}の場についても求められています。



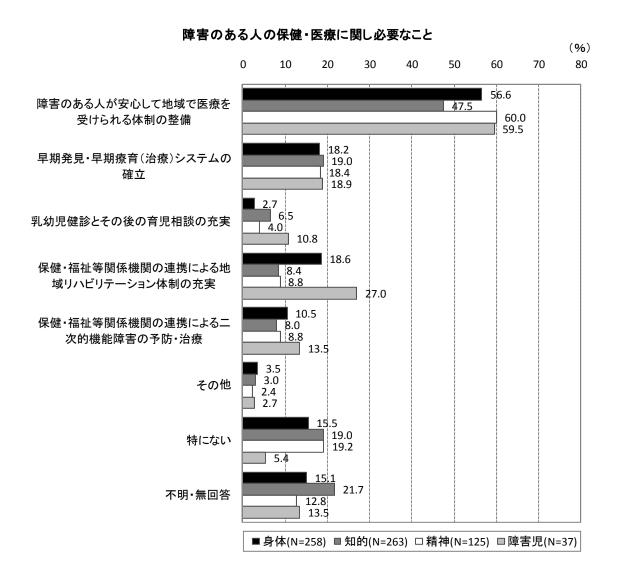
※ 福祉的就労:

障害のある人が授産施設や作業所等の福祉的な支援のある環境で仕事を行うことにより、働くことへの意欲や自信を育て、企業などでの就労へつなげられるように支援を行うこと。

(7) 保健・医療について

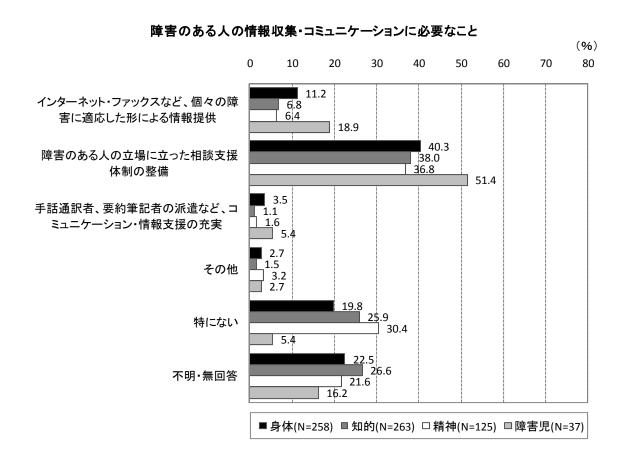
障害のある人の保健・医療に関し必要なことをみると、障害種別にかかわらず「障害のある人が安心して地域で医療を受けられる体制の整備」の割合が非常に高くなっており、 身近なところで適切な医療を受けられる体制づくりが求められています。

また、障害種別でみると「身体」「障害児」において「保健・福祉等関係機関の連携による地域リハビリテーション体制の充実」の割合が高くなっており、機能訓練や療育が提供できる場の充実も必要となっています。



(8)情報・コミュニケーションについて

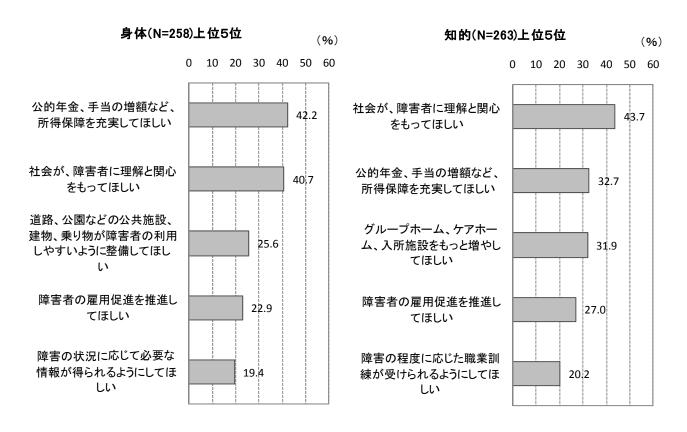
障害のある人の情報収集・コミュニケーションに必要なことをみると、障害種別にかかわらず「障害のある人の立場に立った相談支援体制の整備」の割合が非常に高くなっていることから、最終的には相談窓口などにおいて、情報収集を行っている障害のある人が多い現状がうかがえます。そのため、障害特性を考慮した対応が図れるよう相談窓口の充実が必要となります。



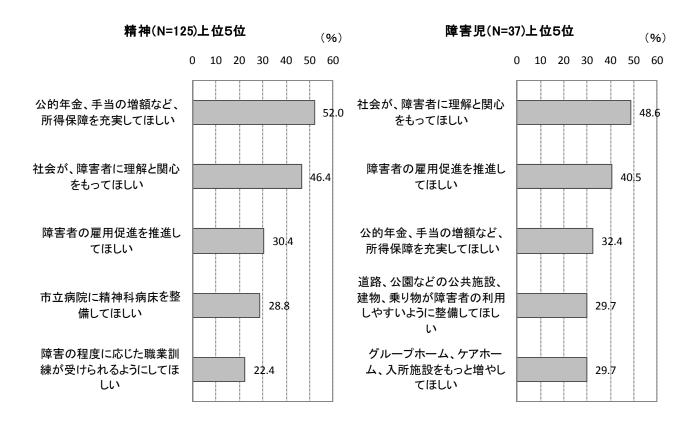
(9) 障害福祉を進めるために必要なことについて

障害福祉を進めるために必要なことの上位5項目をみると、障害種別にかかわらず、所得保障に関することや障害のある人への理解に関すること、雇用促進に関することの割合が共通して高くなっています。また、障害種別でみると、「身体」「障害児」ではバリアフリーに関すること、「知的」「障害児」では、グループホームやケアホーム等生活の場に関すること、「精神」では医療体制に関することの割合が高くなっており、障害のある人が地域生活を営むには、これらの項目に関する施策の充実を図ることが求められます。

障害福祉を進めるために今後必要なこと



障害福祉を進めるために今後必要なこと



2 団体ヒアリング調査

(1)調査の概要

■ 調査の目的

この調査は、「第2次京丹後市障害者計画及び第3期京丹後市障害福祉計画」を策定するにあたり、現場で様々な活動をされている団体からの意見を通じて、障害のある人の生活状況や本市で暮らすうえでの課題などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

■ 調査対象

対象団体	
〇京丹後市身体障害者団体連合会	〇北丹後精神障害者家族会
〇聴覚障害者協会京丹後支部	○視覚障害者協会京丹後支部
○京丹後市手をつなぐ親の会連絡協議会	〇丹後の自閉症児を育てる会

■ 調査期間

○ ヒアリングシートによる調査 : 平成 23 年6月2日~6月25日

○ 聞き取りによる調査 : 平成 23 年6月2日~6月 16 日

(2) 啓発・広報・理解・社会参加

【主な意見】

- ・ボランティア利用したくても障害特性を理解している人でないと利用しにくい
- ・障害のある人や高齢者などの特性を学習する機会を関係機関や団体、市が協力して設ける
- ・精神障害については、早く気付けば適切な治療により、回復も早くなるため周知啓発が重要
- ・障害のある人やその家族への理解を得るためには、学校での障害教育が必要
- ・家族の体験談や、当事者の悩みを聴く耳を持つような指導教育が必要
- ・当事者の家族と地域の人との互いの歩み寄り、努力が必要

課題

- 〇 障害に関する理解の促進
- 〇 福祉教育の充実
- 障害のある人とない人との交流促進

(3) 生活支援

【主な意見】

- ・相談したいとき、どこへ行けばいいのか PR 不足や相談員不足により、相談しづらい現状
- ・常時相談員がいるという体制が必要
- ・日中一時支援事業を利用しているが、定員がいっぱいで利用できないことがある
- ・日中一時支援事業については、各町に 1 か所ほしい
- ・支援学校への通学時、スクールバスのバス停まで送迎バスの運行をしてほしい
- ・送迎手段の確保を支援してほしい
- ・障害のある人についても、生涯にわたってケアをサポートしてくれる人が必要
- ・介護保険のケアマネージャーやケアプランのような仕組みがほしい
- ・親亡き後に障害のある人が支援を受けながら生活できる場が必要
- ・コミュニケーション支援従事者の派遣(本人をよく知っているヘルパー)をしてほしい

- 〇 相談支援体制の充実
- 〇 日中活動の場の確保
- 〇 移動手段の確保
- 障害のある人へのケアマネジメント体制の確立
- 〇 安心できる居住の場の確保
- 〇 コミュニケーション支援の拡充

(4) 生活環境

【主な意見】

- ・バスや KTR (「北近畿タンゴ鉄道」以下同じ) などについて、公共交通機関同士の接続が 悪い(与謝の海支援学校)
- ・福祉タクシー等をもっと簡単に利用できるようにしてほしい
- ・駅舎、バス、KTRなどの交通機関の設備や人的対応の不備を改善してほしい
- ・要援護者リストについてどうなっているのか分からない(リストにのっているのか、だれが支援者なのか等)
- ・災害時の障害者避難場所の設置、避難場所で情報保障のための手話通訳者の配置がほしい

課題

- 〇 公共交通機関の利便性向上
- 〇 物心両面におけるバリアフリー化の促進
- 〇 災害時要援護者への支援体制充実

(5) 教育•育成

【主な意見】

- ・健診時の早期発見のため、専門的な知識を持った人の助言が必要
- ・障害受容ができない親・祖父母が多い
- ・中途障害者に対するケアが大事
- ・発達障害について、子どもの成長によって担当課・者が変わり、支援が途切れて一貫性が ない
- ・発達支援ファイルは連携支援のツールとして有効なため、関係機関の連携をフォローする システムをつくってほしい
- ・障害のある子ども一人ひとりに対して、本人に応じた教育ができないか
- ・障害児は幼少時から環境に順応させる必要がある

- 〇 障害の早期発見と適切な対応体制
- 〇 障害受容への支援
- 〇 発達支援ファイルの効果的活用
- 〇 障害特性に応じた教育支援の実現

(6) 雇用,就労

【主な意見】

- ・病院や市役所などのそうじ等で仲間を雇用して頂けたらありがたい
- ・企業への障害者雇用の理解
- ・実習に行く場所を増やし、実習期間を長くして、ゆっくり見てほしい
- ・通所施設での仕事の確保が必要
- ・近年施設への入所が多くなってきたので、若い人たちのためにも単価の高い仕事が必要
- ・就労支援については、障害者が働く際に同時に支援者も雇用するような体制が必要

課題

- 〇 雇用の場の確保
- 〇 就労系サービスの充実
- 〇 就労支援体制

(7) 保健・医療

【主な意見】

- ・市内に専門的な医療ができる医師や施設を置いてほしい
- ・市内に精神の専門医・診療科が整備されればよい
- ・歯科医、眼科医、耳鼻科医の障害のある人に対する理解がまだ得られておらず、これらの 治療をするには遠くのサービスセンターまで通院しなければならない
- ・病院で受診の際に、障害のことを話すと嫌な態度をとられた
- ・通院に対する補助を充実してほしい

- 市内で専門的な医療が受けられる体制づくり
- 〇 障害特性を理解した医療従事者の養成
- 〇 受診への補助

(8)情報・コミュニケーション

【主な意見】 -

- ・利用できることがあっても、情報を知らないことが多い
- ・ホームページに障害児者が利用できるサービス等をわかりやすく掲載してほしい
- ・市の広報誌やおしらせ板で PR されてはいるが、当事者や家族への直接情報が少ない
- ・障害児者の入院時にヘルパー派遣を可能にしてほしい
- ・重度・中度・軽度に限らず独特のコミュニケーションを理解できるヘルパー派遣を適応してほしい

- 〇 伝わる情報提供の実施
- 〇 コミュニケーション支援の拡充(再掲)

第3章 計画の目標

第1節 第1次計画の成果と課題

京丹後市障害者計画(第1次)では共に生きる障害者福祉の充実を基本理念に、「広報・ 啓発活動」「生活支援」「保健・医療」「教育・育成」「雇用・就労」「生活環境」の6 つの施策の基本方向を定め、取り組みを推進してきました。この節では、計画期間中の取 り組み状況と、そこからみられた課題について取りまとめます。

1 広報・啓発活動

本市では、障害に対する市民や地域の理解を広めるため、「広報きょうたんご」「広報きょうたんごおしらせ版」「きょうたんご くらしの支援ガイド」などの冊子媒体の活用や、障害者週間における街頭啓発や京丹後市車いす駅伝大会の実施などを通じて、市民への啓発を推進しています。また、各小中学校においては施設への訪問や点字図書館の見学など学校教育を通じ、障害のある人との交流機会の創出と理解促進を図っています。さらに、地域に対しては、青少年人権学習会や人権教育研究京丹後市大会などの人権学習・講演を通じ、障害に関する諸問題について啓発を行っています。

しかし、依然として障害への理解が進んでいるとはいえず、特に、発達障害や精神障害についての理解はまだまだ進んでいないのが現状となっています。障害のある人が、共に地域の中で生活するには、障害に関する地域の理解は必要不可欠なものであり、広報・啓発活動の一層の推進が引き続き課題となります。また一方で、知識だけでなく、実際に交流することを通じて障害への偏見や不安感を解消していくことも重要な視点であり、当事者団体や社会福祉協議会、障害福祉サービス提供事業者、学校、自治会(区)など、多様な団体・機関と連携し、障害のある人とない人との交流機会を拡充していくことも重要な課題となります。

2 生活支援

本市では、障害のある人の地域生活を支えるため、障害者自立支援法に基づき居宅介護や生活介護、就労移行支援、共同生活介護などの障害福祉サービスをはじめ、相談支援や移動支援、日中一時支援事業などの地域生活支援事業を実施するとともに、成年後見制度**利用支援事業や障害のある人の日常的な金銭管理などを支援する福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)など、障害のある人の権利を擁護する事業を実施し、できる限り地域の中で生活できるよう支援を図っています。しかし、本市においては総人口が減少する反面、障害者手帳所持者数は増加しており、障害のある人の居宅生活や日中における活動の場、居住の場などを支援する障害福祉サービスの提供基盤を拡充していくことが必要となっています。特に本市においては、ホームヘルプや短期入所をはじめとする障害のある人が利用する福祉サービスの提供を、介護保険サービス提供事業所がカバーしている事例が多く、障害のある人へのサービスの質の向上やサービス提供基盤の拡充を図るためにも、介護保険サービス提供事業所との連携を深めていくことも課題となります。さらに近年、周知が進んでいる発達障害などに対する総合的な支援体制の構築についても課題となります。

また、本市では、社会福祉協議会や福祉委員を中心に、サロン活動や見守り事業などの 小地域福祉活動が展開されています。住民相互の支え合いにより障害のある人が安心して 地域生活を送ることができるようにするには、これらの取り組みを障害のある人へも拡充 し、だれもが地域社会の一員として暮らすことができる地域としていくことも必要となり ます。

障害のある人の生きがいづくりや社会参加を促進するため、本市では、毎年度「視覚・ 聴覚障害者の交流研修会」を開催するとともに、資料館などの文化施設については入館料 の減免措置を講じ、障害のある人が文化・芸術などにふれる機会の創出を支援しています。 また、障害のある人の外出時の支援としてガイドヘルパー*の派遣や福祉タクシー等利用 券の交付を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、コミュニケーション支援 を実施し、生きがいづくりやスポーツ・文化・芸術・学習・レクリエーション活動などに

※ 成年後見制度:

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

※ ガイドヘルパー:

外出時に付き添いが必要な障害のある人に対して、社会参加を促進するために援助を行う人をいう。

参加できるよう支援しています。しかし、障害のある人の生きがいづくりに重要な役割を 果たすスポーツ・文化活動などについては、障害のある人を対象とした教室や講座など、 機会を提供する場が不十分であり、障害のある人が様々な機会を通じて、スポーツ・文化 活動などに親しめる場を創出していくことが必要となっています。一方、障害のある人の 社会参加を促進するには、機会の創出だけでなく、外出への支援やコミュニケーション支 援、障害特性に応じた情報提供を充実させ、様々な場に参加しやすい環境を整えていくこ とも重要となります。

3 保健・医療

本市では、障害を早期に発見し、適切に治療や療育、リハビリテーションなどのその後の対応につなぐことができるよう、総合検診や乳幼児健診を実施するとともに、家庭訪問や電話相談などを通じて、保護者や家族、当事者における障害受容の促進を図っています。今後も引き続き、保健・医療・福祉・教育と連携し障害の早期発見・早期対応が可能な体制を充実していくことが必要となっています。また、精神障害やこころの健康に問題のある人についても増加しており、本市においても主治医や保健所、臨床心理士と連携し相談支援を実施していますが、相談体制のさらなる充実を図るとともに、早期に適切な治療・対応に結びつくよう、疾病に関する理解を促進していくことも課題となっています。

障害のある人の健康づくりとして、本市では、健康診査の実施や事業所への出前講座の実施、栄養相談・健康相談等の実施、精神障害者の家庭訪問などを行っています。また、障害のある人が適切な医療を受けることができるよう、自立支援医療や重度心身障害者医療、さらには、介護保険制度における訪問看護やリハビリテーションサービスを提供しています。今後も引き続き、市内で専門的な医療を受けられる体制整備や必要な医療サービスを受け続けることができるための支援が求められており、障害のある人の地域生活を支えるための保健・医療・福祉サービスの提供基盤を拡充していくことは引き続き大きな課題となっています。

4 教育·育成

本市では、近年周知が進んでいる発達障害への対応として、保育所・幼稚園の年中児を対象とした「すくすく年中児発達サポート事業」を実施し、発達障害の早期発見・早期対応につなげています。障害のある子どもの療育・保育体制については、適正に発達を促す

ことができる受け入れ体制の整備が課題となっており、人材の増員・育成をはじめ、地域 における療育・保育環境の充実を図ることが必要となっています。

市立小中学校へ通う障害のある子どもへの教育について、本市では、小学校8校、中学校2校に通級指導教室を開設するとともに、特別支援教育コーディネーター*やスクールサポーターを配置し、発達障害などのある子どもへの教育支援の充実を図っています。また、指導面では、児童・生徒一人ひとりに個別の指導計画を作成するとともに、教職員に対しては特別支援教育*に関する研修講座の受講や校内研修を毎年実施し、教職員の指導力向上を図っています。今後も現体制の充実を図るとともに、より障害の状況に応じた教育支援を行うため、特別支援学校や専門機関などとも連携し、個別の指導計画を定期的に評価・改善を行う機能を高めていくことが課題となります。

一方、障害のある親や発達に課題のある子どものいる保護者への子育て支援についても 引き続き重要な課題となります。

5 雇用·就労

本市では、障害のある人の雇用の場の拡大を図るため、地域自立支援協議会と連携し、 民間企業を対象にアンケート調査の実施や障害のある人の就労をテーマとした講演会を実施するなど、啓発活動を進めるとともに、市役所において、サービス提供事業所等に通所する人を対象とした短期間の職場実習を実施し、就労能力の向上を図っています。また、障害のある人を雇用する企業に対して奨励金を支給し、障害のある人の職場定着に向けた支援を公共職業安定所と連携しながら取り組んでいます。さらに、平成22年4月、障害者就業・生活支援センターが開設されたことにより、地域自立支援協議会と連携し、障害のある人への就業セミナーやソーシャルスキルトレーニングの実施、ジョブエントリーシートの作成など、障害のある人の就労支援体制の充実に取り組んでいます。

しかし、近年の社会経済状況を背景に、障害のある人の雇用の場の確保は依然として厳 しい状況にあります。そのため、働く場としての就労継続支援事業(A型、B型)などの 就労系サービスの充実を図ることも課題となっています。一方、一般就労したものの職場

※ 特別支援教育コーディネーター:

校内の関係者や福祉、医療などの関係機関との連絡調整や保護者の連絡窓口となるコーディネーター的な役割を担う者。

※ 特別支援教育:

これまで特殊教育の対象外であった学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症など発達障害も含めて障害のある児童生徒に対してその一人ひとりの特性などを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

に定着できず、離職してしまう障害のある人も多い傾向にあり、就労後の定着に向けた支援を充実させていくことも必要となっています。

6 生活環境

障害のある人の移動時や施設利用時における負担を軽減するため、本市では、ノンステップバスの導入や北近畿タンゴ鉄道各駅及び駅周辺のバリアフリー化、また既存公共施設のバリアフリー化を進めています。アンケート調査や団体ヒアリング等からも道路や公共施設、建物、乗り物などのバリアフリー化へのニーズが高くなっており、障害のある人が地域の中で暮らしていくためにも、これら公共施設や主要交通機関等のバリアフリー化を進めていくことは引き続き重要なこととなります。

一方、平成 17 年度に本市では地域防災計画を策定し、2、3年ごとに見直しを図る中で、防災体制の強化に取り組んでおり、地域の中でも自主防災組織については平成 22 年度末に 98 団体が組織されています。また、平成 20 年度に防災行政無線設備の全国瞬時警報システムを導入し、迅速な情報伝達体制の強化を図っています。しかし、局地的豪雨(ゲリラ豪雨)の増加や東日本大震災により、災害をはじめとする緊急時への救援体制の整備・強化は、障害のあるなしを問わず重要となっており、特に災害時要援護者対策の充実を図ることは大きな課題となっています。さらに近年、消費者トラブルなども急増しており、情報提供や地域の見守り体制など、地域ぐるみによる防犯体制の強化も必要となっています。

第2節 計画の基本目標

第1次京丹後市総合計画・後期基本計画をはじめ、ニーズ調査等の結果及び第1次計画の成果と課題を踏まえ、本計画の基本理念である「共に生きる障害者福祉の充実」の実現に向け、次の5つを基本目標としてかかげます。

1 共生社会の実現に向けた環境づくり

障害のある人もない人も共に暮らす共生社会を実現していくには、その前提条件としてお互いを尊重する社会を構築していく必要があります。そのため、市民への広報啓発をはじめ、障害のある人を身近に捉えることができるよう、交流機会を充実させるとともに、外出時のコミュニケーション支援や移動支援など障害のある人の社会参加を促進するための支援を推進します。

また、障害のある人が障害特性に応じた自立生活を地域で行えるよう、障害受容への支援も含めた障害の早期発見・早期対応への体制づくり、さらに、乳幼児期からその持てる能力や可能性を最大限に伸ばすための一貫した支援・教育を、一人ひとりの障害特性やニーズに応じて実施できるよう環境整備に努め、障害のある人もない人も共に地域社会の一員として暮らせるよう、基盤づくりを進めます。

【関連する施策の基本方向】

- 広報・啓発活動
- 療育・教育
- 生きがい・社会参加支援

2 福祉サービスの充実

障害のある人が地域で暮らし続けるには、障害のある人の地域生活を支える福祉サービスは重要なものとなります。そのため、特に、障害のある人の日中活動の場の確保や移動支援・コミュニケーション支援の拡充、身近に医療が受けられる体制づくりなど、ニーズの高いサービスの充実に取り組みます。また、障害のある人が地域で暮らし続けるには、当事者のみならず介助家族へのケアも重要となります。そのため、身近な相談体制を充実させるとともに、親亡き後の生活の場としてグループホーム・ケアホームなどの居住系サービスについても、短期的・中長期的な観点から障害福祉サービスの基盤を充足させていきます。

【関連する施策の基本方向】

■ 生活支援

3 生活環境の整備充実

障害のある人が地域において安心して居宅生活を送りつつ、様々な活動に参加しやすい環境となるよう、その拠点となる住まいや道路・公共交通機関・公共施設などのバリアフリー化を推進します。

一方、東日本大震災を契機に、災害への体制については市民全般にわたって関心が高まっていることから、災害時要援護者支援対策の充実や当事者への周知徹底に取り組みます。また、防災面のみならず、防犯面や交通安全面についても引き続き周知・啓発を図るとともに、地域ぐるみによる日常的な声かけ・見守り体制を構築していく中で、障害のある人が安心して暮らせる地域づくり・生活環境づくりを進めていきます。

【関連する施策の基本方向】

■ 生活環境

4 障害者雇用の促進

就労は生計の維持だけでなく、日中活動の場や社会参加を果たす場としても重要なものとなります。そのため、関係機関やサービス提供事業所と連携し、就労前後を含めた総合的な支援体制づくりと雇用の場の拡充に取り組みを進めていきます。また、一般就労が難しい障害のある人への対策として、福祉的就労の場の確保や大切な収入源である工賃アップについてもサービス提供事業所における取り組みを支援します。

【関連する施策の基本方向】

■ 雇用・就労

5 スポーツ、文化等の活動の推進

障害のある人が地域の中で生きがいを持って暮らしていくにも、スポーツ・文化・芸術・学習・レクリエーション活動は重要なものとなります。スポーツ・文化活動などについては健康づくりや社会参加・地域との交流促進など、障害のある人の生活の質を高めるものとして様々な効果が期待できるため、自治会(区)や当事者団体、ボランティア、NPO、さらには公民館や運動公園などの社会教育施設・社会体育施設などとも連携し、障害のある人のスポーツ・文化活動などの振興を図ります。同時に、障害のある人が積極的にスポーツ・文化活動などに取り組めるよう、移動手段やコミュニケーション手段を確保できるよう支援していきます。スポーツ・文化活動などを促進し、生きがいづくりの場を充実させていくことが必要となっています。

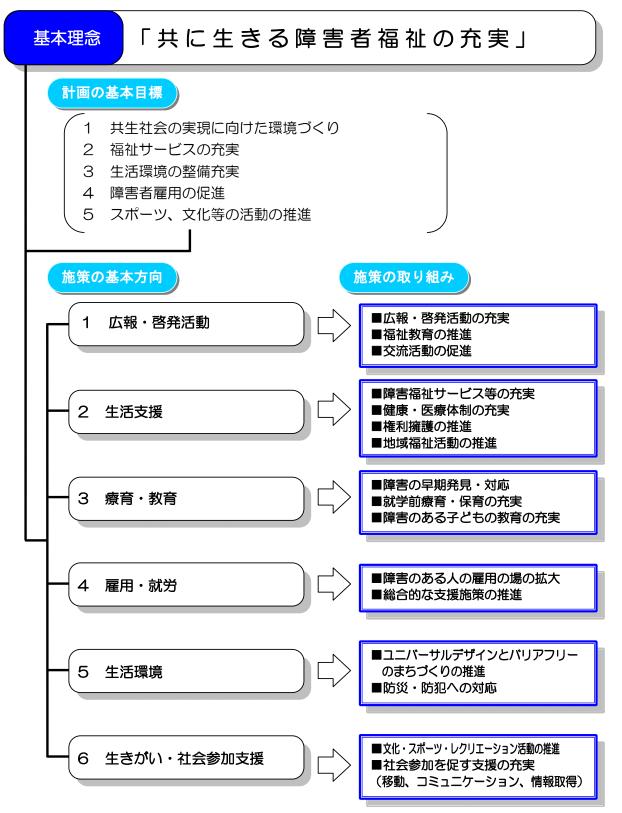
【関連する施策の基本方向】

■ 生きがい・社会参加支援

第2部 第2次障害者計画

第1章 施策の基本方向と取り組み

第1節 施策の体系



第2節 広報・啓発活動

1 広報・啓発活動の充実

市民に対し、障害に関する理解を促進するため、引き続き「広報きょうたんご」や「広報きょうたんごおしらせ版」「きょうたんご くらしの支援ガイド」などの冊子媒体や「障害者週間」などの機会を活用した広報・啓発を行います。また、近年、障害についてはその種類や抱える問題、治療方法など多様化・複雑化しているため、これらの状況に応じた広報媒体の充実に努めます。

取り組み	内 容	方向性
広報紙・パンフレッ ト・ホームページ等 の活用	「広報きょうたんご」や「広報きょうたんごおしらせ版」 「きょうたんご くらしの支援ガイド」、パンフレット、 市のホームページ等の広報媒体を活用し、障害や障害の ある人について市民の理解と啓発を推進します。	継続
マスメディアを活用 した啓発	ケーブルテレビの自主放送枠などを活用し、障害に関する諸問題について啓発を行います。	新規
多様化する障害に関する啓発の推進	地域自立支援協議会と連携し、発達障害を含めた障害への理解、障害のある人への支援のあり方について、民生 委員・児童委員・地域住民に対して講座を開催し、啓発 に努めます。	新規
「障害者週間」等を 中心とした広報・啓 発	「障害者週間」等の期間において、障害者団体等と連携 し、啓発活動や障害への理解を深めるためのイベント活 動等を展開します。	継続
障害者関係団体によ る啓発活動の促進	障害に関して広く市民の理解を深めるため、障害者関係 団体との連携・支援を強化し、啓発活動の促進を図ります。	継続

2 福祉教育の推進

各学校で実施されている福祉体験学習や体験活動などを通じ、障害のある人に対する理解を深める福祉教育を推進します。また、多くの市民が障害のある人の問題や人権などについて学べるよう、学習機会の提供を図ります。

取り組み	内 容	方向性
学校における福祉教	学校における福祉体験学習や体験活動等をカリキュラム	
育の推進	の中に適切に位置づけ、障害のある人との交流機会を通	充実
月の推進	してお互いの心が通い合う環境づくりに努めます。	
	障害に関する問題をはじめ、様々な人権問題について正	見直し
人権教育事業の推進	しい理解と認識を深めるため、講演会等の定期的な開催	参加者増加策
	を図ります。	を検討
障害に関する学習活	公民館や図書館など社会教育関連施設と連携し、障害に	
動の推進	関する理解を深めるための学習活動の推進を図るととも	充実
	に、学習活動から障害のある人と一般市民との協働によ	九夫
(名称変更) 	る実践活動につながる仕組みを検討します。	
福祉教育活動への支	社会福祉協議会などの関係機関と連携し、福祉教育活動	見直し
援	への支援のあり方を検討します。	支援の在り方 を検討

3 交流活動の促進

当事者団体や社会福祉協議会、障害福祉サービス提供事業者、学校、自治会(区)など、 多様な団体・機関と連携し、障害のある人と地域住民とがお互いに交流できる機会の拡充 に努めます。また、学校等における交流活動の充実を図ります。

取り組み	内 容	方向性
障害者教育事業の推	障害のある人の社会参加を促進するため、交流活動や学	
障害有教育事業の推 ・進	習活動に必要な指導者及び日常生活を支えるガイドヘル	継続
進	パー、ボランティアなどの育成と組織化を図ります。	
	社会福祉協議会をはじめ関係機関・団体との連携を強化	
学校における交流活	し、人権学習・福祉体験学習の中で、特別支援学校の児	継続
動の推進	童・生徒との交流や施設訪問を通じた障害のある人との	祁 丕 祁冗
	交流機会の充実を図ります。	
	障害のある人と地域住民との交流を活発にするため、地	
交流の場づくり	域に密着した日常的な取り組みやイベントなどの企画・	継続
	実施を検討します。	

第3節 生活支援

1 障害福祉サービス等の充実

各種サービス提供事業所等と連携し、障害者自立支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業など、障害福祉サービスの提供基盤の充実を図るとともに、生活安定のための経済的支援や各種負担の軽減策等を行い、障害のある人の地域生活、在宅生活を支えるサービスの充実に取り組みます。

一方、障害者自立支援法については、平成 25 年 8 月までに廃止することが決定されており、新たな法律として「障害者総合福祉法」(仮称)の制定が予定されています。そのため、国の動向を十分把握したうえで、新たなサービスの仕組み及び基盤整備に努めます。

(1) 自立支援給付・地域生活支援事業の推進

取り組み	内 容	方向性
障害者ケアマネジメ ントシステム [※] の構 築	基幹相談支援センターの設置を通じて、相談支援専門員の資質向上や本市における相談支援体制の強化を図ります。また、サービス利用計画作成の対象者拡大に併せ、自立支援協議会とも連携しながらケアマネジメントシステムの構築を進めます。	充実 基幹相談支援 センター [*] の 設置
地域生活支援事業の推進	障害のある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」の必須事業に加え、その他事業として「訪問入浴サービス事業」「生活支援事業」「日中一時支援事業」「生活サポート事業」「社会参加促進事業」を実施し、障害のある人や介護者の地域生活を支援するサービスの充実を図ります。	充実 日中一時支援 事業所の増設

※ ケアマネジメントシステム:

障害のある人や高齢者が自らの意思に基づいて、利用するサービスを選択し、決定することを基本とし、それに対し保健・医療・福祉の専門家が連携(ケアチーム)して身近な地域で支援する仕組み及びその体制。

※ 基幹相談支援センター:

平成22年12月10日に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(改正自立支援法)」において位置づけられ、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を主要な業務とする機関。

取り組み	内 容	方向性
	障害のある人が自立した日常生活を営むことができるよ	
	う、障害者自立支援法に基づき、「居宅介護」「重度訪	
介護給付にかかわる	問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「療養	充実
サービスの推進	介護」「生活介護」「短期入所」「共同生活介護」「施	同行援護の創 設
	設入所支援」や新たに創設された「同行援護*」などの	H A
	各サービスの提供と基盤整備を進めます。	
訓練等給付にかかわ	障害のある人が自立した社会生活を営むことができるよ	
が るサービスの推進	う、「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「共	継続
るり一と人の推進	同生活援助」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	
補装具事業の実施	障害のある人の身体機能を補完または代替し、日常生活	継続
	をしやすくするため、補装具の給付を行います。	ጥ፫ ብሃር
	身体の機能障害を除去または軽減するため、血液透析療	
自立支援医療の給付	法や関節形成手術などの日常生活能力を回復するための	継続
日立又接区原の和刊	医療費や、通院により精神疾患の治療を受けている人の	邢 本
	医療費を支給します。	
ホームヘルパーの確	重度障害のある人への対応など、一人ひとりの障害の状	
保	況に応じた支援が行えるよう、ホームヘルパーの確保に	継続
本	向けた取り組みを推進します。	

(2) その他の福祉サービス等の推進

取り組み	内 容	方向性
各種障害者手当等の	「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養	継続
支給	手当」等の各種手当を支給します。	祁 丕 祁冗
在宅障害者介護支援	在宅で生活する障害のある人を介護している家族などに	継続
金の支給	支給します。	祁 丕 祁冗

※ 同行援護:

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

取り組み	内 容	方向性
手帳交付申請用診断	障害のある人の経済的負担を軽減するため、身体障害者	
書料の助成	手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるために必	継続
音科の助成	要な診断書料の一部を助成します。	
心身障害者扶養共済	心身障害者扶養共済制度*掛金の一部助成を通して加入	継続
制度掛金の助成	を促進し、加入者死亡後の不安の軽減を図ります。	<u>ምድ</u> ላይር
難病患者に対する	在宅難病患者及び家族の福祉の向上を図るため、ホーム	
サービスの実施	ヘルパー派遣や日常生活用具の給付等を行う在宅難病患	継続
サービスの美胞	者福祉事業を推進します。	
介護保険制度との連携	65 歳以上の障害のある人が可能な限り在宅での生活や	
」によるサービス提供	地域での生活を送ることができるよう、介護保険制度に	継続
によるソーレス提供	基づく各種サービスの提供を図ります。	

2 健康・医療体制の充実

障害のある人ができる限り身近な地域で、適切な医療・リハビリテーションが受けられるよう、医療機関や京都府との連携を強化し、医療体制の充実を図ります。また、障害のある人の健康づくりについても引き続き情報提供等を充実し、促進を図ります。

取り組み	内 容	方向性
	身体の機能障害を除去または軽減するため、血液透析療	
自立支援医療の給付	法や関節形成手術などの日常生活能力を回復するための	ሪነψ ሪ ±
(再掲)	医療費や、通院により精神疾患の治療を受けている人の	継続
	医療費を支給します。	
	重度心身障害者に対する医療補助など、障害のある人が	
公的医療制度の充実	安心して適切な医療を受けることができるよう、公的医	継続
	療制度の適正な運用を図ります。	

※ 心身障害者扶養共済制度:

障害のある人の保護者が加入者となり掛け金を納め、保護者に万一 (死亡等) のことがあったときに、残された障害のある人に終身にわたって一定額の年金が支給される制度。

取り組み	内 容	方向性
介護保険制度との連	要介護認定を受けた障害のある人に対して、介護保険制	
携による医療的ケア	度の中で、訪問看護や訪問リハビリテーション、通所リ	継続
の提供	ハビリテーションなど必要な医療的ケアを提供します。	
地域医療対策事業の	障害のある人をはじめ、市民が安心して生活できるため	
地域医療対象事業の 推進	の医療環境及び救急診療体制を確保するため、医療機関	継続
推進	及び診療所への支援を行います。	
	障害のある人をはじめ、市民が安心して生活できるため	
市立病院の運営維持	の医療環境を確保するため、市立病院改革プランを踏ま	継続
	え、市立病院の運営を維持するための支援を行います。	
	市の医療の充実に必要な医師の養成及び確保を図るた	
医療の強促	め、市立病院などの地域医療機関において医師の業務に	⟨₩ 女士
医療の確保	従事しようとする者に対して奨学金等の支援を行いま	継続
	す。	
障害のある人の健康	障害のある人の健康の保持・増進を図るため、出前講座	
障害のある人の健康 づくり	による健康指導をはじめ、栄養相談・健康相談の実施や	継続
	健診結果に伴う保健指導を実施します。	
	「京丹後市健康増進計画」に基づき、こころの健康づく	
こころの健康づくり	りを推進します。安心して子どもを産み育てることがで	
	きる環境づくり、こころと体のバランスを崩しやすい思	継続
	春期にある青少年が安心して悩みを相談できる体制の整	不企 不冗
	備、高齢者の生きがい対策の推進など、地域におけるさ	
	まざまな対策について、関係機関等との連携を図ります。	

3 権利擁護の推進

社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉委員、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、障害のある人の財産の保全管理や対象者の早期発見に努めます。また、地域生活支援事業において成年後見制度の利用支援を実施します。

さらに、平成23年6月に成立した「障害者虐待防止法」を踏まえ、障害のある人に対する虐待の防止・支援体制の整備に取り組みます。

取り組み	内 容	方向性
福祉サービス利用援助事業(地域福祉権 利擁護事業)の推進	知的障害や精神障害のある人など判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談などを行う権利擁護事業を推進します。	継続
成年後見制度の利用 促進	地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」 を推進するとともに、高齢者施策における成年後見制度 の利用支援とも連携し、障害のある人の権利を擁護する 成年後見制度の利用促進を図ります。	継続
障害者虐待防止セン ター*の設置	障害のある人への虐待に関する通報窓口や相談等を行う 障害者虐待防止センターの設置を進めます。	新規
虐待防止に向けた連 携協力体制の構築	障害のある人への虐待の未然防止や早期発見、早期対応、 適切な支援を行うため、地域自立支援協議会などと連携 し、地域における関係機関等との協力体制・支援体制の 構築を進めます。	新規

※ 障害者虐待防止センター:

平成23年6月17日に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」により、市町村において福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において設置が規定された機関。

4 地域福祉活動の推進

障害のある人が地域の中で孤立することなく、共に生活できるよう、社会福祉協議会と連携し、当事者団体や住民自治組織、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等が行う、見守り活動やサロン活動、交流活動などの地域福祉活動の促進を図ります。

取り組み	内 容	方向性
	第2次京丹後市地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会	
地域福祉活動への支	等と連携しながら、自治会(区)や民生委員・児童委員、	継続
援	NPO、市民グループ等の主体的な活動を支援し、地域	<u>ጥ</u> ድ ለሃር
	全体の福祉の向上を図ります。	
	社会福祉協議会と連携し、サロン活動や見守り活動、住	
小地域福祉活動の推	民懇談会等の交流活動など、障害のある人をはじめ、地	継続
進	域の中で見守りや助け合いが必要な人に対する支援活動	<u> </u>
	を推進します。	
	関係機関と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講	-1 1-
ボランティアの育成	座を開講するとともに、児童・生徒など、幼少期からの	充実 内容の工夫
	ボランティア体験を推進します。	
 ボランティア活動へ	ボランティアセンター*の機能充実を図り、ボランティ	充実
の支援	ア活動に関する情報を積極的に発信するとともに、活動	情報発信強化 活動拠点の確
07文1及	できる拠点や場の整備に努めます。	保支援
 障害者団体活動支援	市内で活動する障害者団体や関係者で構成する団体に対	-
事業	して支援を行い、障害のある人の生きがいづくりや福祉	充実 内容の工夫
尹本	の向上を図ります。	,

※ ボランティアセンター:

ボランティアをしたい人(団体)とボランティアの応援を求めている人(団体)をつなぐ中間支援組織。

第4節 療育・教育

1 障害の早期発見・対応

障害の原因となる疾病や障害の早期発見につながるよう、疾病や障害に関する周知をはじめ、総合検診及び乳幼児健診の実施や、医療機関との連携を強化し、適切な対応が実施できるよう相談・指導体制の充実を図ります。また、「京丹後市次世代育成支援対策行動計画後期計画」とも連携し、発達に課題のある子どもの早期発見・対応が図れる環境を整備していきます。

取り組み	内 容	方向性
	一度に必要な各種検診を受診できるよう、20 歳以上の	充実
総合検診の実施	市民に対し健康診査(40~74 歳は特定健診)を、40	障害特性に配 慮した健診方
	歳以上に各種がん検診を同時に実施します。	法の検討
	乳幼児を対象に、疾病や障害の早期発見、早期対応を図	
乳幼児健診の実施	るため、4 か月、10 か月、1 歳 8 か月、2歳6か月、	継続
	3歳児に健診を実施します。	
	健康相談や訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業、療育相談、	
 相談・指導体制の充	こころの健康相談などの各種事業と医療機関や保健師等	充実
相談・指導体制の元 実	の専門機関との連携を強化し、より専門性の高いアドバ	障害受容の促 進に資する支
, 	イスや本人・保護者等の障害受容の促進に資する支援が	援の強化
	行えるよう内容の充実を図ります。	
	全保育所・幼稚園の4歳児を対象に、集団の場が苦手な	
すくすく年中児発達	子どもや発達に課題のある子どもを早期に発見し、保護	継続
サポート事業の推進	者の障害受容の促進やその子の困り感を少なくする支援	邢 全 形冗
	を行います。	
	障害の発見から適切な治療や療育、教育支援、就労へと	
発達支援ファイル*	一貫した支援に結び付くよう、障害のある人の状態や治	新規
の活用	療歴などの履歴等が記入された発達支援ファイルの効果	机双
	的な活用を図ります。	

※ 発達支援ファイル:

乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援をしていくため、障害のある人の治療歴、サービスの利用履歴等の履歴が記入されたファイル。

取り組み	内 容	方向性
	各種健診や教室、相談時等の機会、さらには広報紙、ケ	
疾病に対する理解の	ーブルテレビ等を活用し、障害の原因となる疾病につい	充実
促進	て、その予防や治療方法等について理解と周知を図りま	周知媒体の充 実
	す。	

2 就学前療育・保育の充実

障害のある子どもが、身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障害の状況に応じた保育を受けられるよう、教育・保健・医療・福祉等の関係機関との連携、ネットワークの形成を進め、療育・保育体制の充実を図ります。一方、障害のある親に対して育児や妊娠時の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るための訪問指導体制の確立を関係各課・機関と連携し、検討します。

取り組み	内 容	方向性
	障害のある子どもが身近な地域で一人ひとりの障害の状	
 障害児保育の充実	況に応じた適切な保育を受けられるよう、受入れ体制の	継続
	整備、指導員や保育士の専門性の向上、保育内容の充実	<u>ጥ</u> ድ ነሃር
	を図ります。	
療育体制の充実	療育相談や機能訓練などを有する障害者支援施設を整備	継続
原 目 体 刊 の 九 夫	充実し、地域での療育環境の整備に努めます。	<u>ጥ</u> ድ ነሃር
	妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るた	
子育て家庭等への訪	め、保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母	継続
問指導の推進	子の健康の保持増進を図るとともに、障害の早期発見、	<u>ጥ</u> ድ ነሃር
	療育相談等に応じます。	
障害のある親への訪	障害のある親に対して育児や妊娠時の不安や悩み、育児	
問指導体制の確立	ストレスの解消を図るための訪問指導体制の確立を関係	継続
同語会体別の推び	各課・機関と連携し、検討を進めます。	

3 障害のある子どもの教育の充実

障害のある子どもに対して早期に状況を把握し、発達段階に応じたきめ細やかな教育支援が行えるよう、教育・保健・医療・福祉・就労等の関係機関との連携を深め、青年期・就労を見通した個別の教育支援計画の充実や就学指導のさらなる充実に努めます。また、障害のある子どもにとって最適な教育が受けられる場を専門的な見地や保護者の意見を踏まえ方向性を見出すとともに、教職員の専門性の向上や加配教員の配置、学校施設のバリアフリー化など、教育環境の充実に努めます。

(1)特別支援教育の推進

取り組み	内 容	方向性
	一人ひとりの障害の状態や特性に応じた適正な就学(就	
就学指導の充実	園) 指導が行えるよう、就学指導に係る専門医や教職員、	充実
税子拍等の元夫	児童福祉施設等の職員の参画を図りながら就学指導委員	就学指導委員 会の機能強化
	会の機能強化に努めます。	
	〇幼児期から学校への円滑な接続については、地域自立	
	支援協議会や特別支援学校*、保護者との連携を強化	
乳幼児期から就労に	し、情報を共有し合いながらニーズに応じた体制の確	充実
いたるまで一貫した	立を図ります。	連携体制の構
支援体制の整備	○教育・保健・医療・福祉・就労等の関係機関と協力し、	築
	障害のある児童・生徒の状態に応じた自立及び社会参	
	加が可能となる力の育成を支援します。	
	発達障害を含む障害のある児童・生徒の教育的ニーズに	
発達障害児支援の充 実	応じた指導が行えるよう、スクールサポーターの配置を	
	継続するとともに、各校の通級指導教室*間との連携を	充実
	はじめ、特別支援学校や保健・医療・福祉等の関係機関	
	との連携を強化します。	

※ 特別支援学校:

旧「盲・ろう・養護学校」のことで、平成19年度に特別支援教育が本格実施となったことに伴い、一般的に「特別支援学校」と称されている。障害者等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校。

※ 通級指導教室:

小学校、中学校の普通学級に在籍している発達に課題のある児童・生徒に対し、主として自立活動の指導を別室で行い、発達課題に応じた指導を行う指導形態。

取り組み	内 容	方向性
	教職員の障害のある児童・生徒に対する指導力の向上を	
校内体制の充実	図るため、就学指導委員会及び特別支援教育コーディネ	充実
	ーターの充実を図ります。	

(2)教育環境の充実

取り組み	内 容	方向性
	障害のある児童・生徒一人ひとりに対応できるよう、特	
教職員の専門性の向	別支援学校や小中学校特別支援教育担当教員間との実践	継続
上	的な交流、校内研修会を充実し、教職員の専門性の向上	<u>ጥ</u> ድ ለ ሃ ር
	を図ります。	
	通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズを必要とする	
一人ひとりに応じた	児童・生徒等に対して、個別の教育支援計画や個別の指	
教育指導・支援の充	導計画に基づく適切な支援を組織的に進めることができ	継続
実	るよう、加配職員やスクールサポーターの配置など校内	
	体制の整備に努めます。	
放課後の居場所づく	京丹後市放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	
放誅後の店場所 ラく り	や、放課後子ども教室推進事業など、子どもの居場所づ	継続
9	くりに努めます。	
	障害のある子どもの放課後における療育の場や預かりサ	
障害児通所支援の実	ービスを充実させるため、障害者自立支援法及び児童福	新規
施	祉法の改正により新たに創設された障害児通所支援の実	利乃
	施及び提供基盤の充実を図ります。	

第5節 雇用・就労

1 障害のある人の雇用の場の拡大

公共職業安定所や商工会、地域自立支援協議会、障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を強化し、民間企業やサービス提供事業所等への働きかけを行い、障害のある人の雇用・就労の場の拡大に努めます。また、公共機関における雇用拡大についても 庁内関係各課と連携を図りながら進めていきます。

取り組み	内 容	方向性
	〇障害のある人の雇用の場の拡大を図るため、公共職業	
	安定所や商工会等関係機関との連携を保ちながら「障	
民間企業への啓発・	害者の雇用の促進等に関する法律」の周知徹底を図り	≪坐 ≪土
雇用拡大の促進	ます。	継続
	〇公共職業安定所と連携し、各種助成制度の周知・活用	
	を働きかけ、障害のある人の雇用の拡大に努めます。	
陪宝老豆田伊准审学	障害のある人の職場定着を推進するため、公共職業安定	
障害者雇用促進事業 の##	所と連携し、障害のある人を雇用する企業に対し奨励金	継続
の推進 	の支給を行います。	
公共機関における雇	市役所等の公共機関において、障害のある人の雇用を促	⟨№ ⟨±
用拡大の推進	進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。	継続
福祉的就労の充実	障害のある人一人ひとりが状態に応じた就労の場(日中	
	活動の場)を確保できるよう、サービス提供事業所や地	⟨№ ⟨士
	域自立支援協議会と連携し、就労継続支援事業など福祉	継続
	的就労の場の充実を図ります。	

2 総合的な支援施策の推進

障害のある人の就労機会の拡大を図るため、職業リハビリテーション*の推進や必要な知識・能力の習得を図るための支援を行います。また、公共職業安定所や民間企業、地域自立支援協議会、障害者就業・生活支援センターなど関係機関とのネットワーク化を図り、就労の前後にわたる支援体制づくりを進めます。

取り組み	内 容	方向性
障害者就労支援事業の推進	○障害者就業・生活支援センターと連携し、就業相談や 就労支援、職場定着支援など障害のある人の就労を総 合的に支援します。 ○障害のある人が働く場において、雇用の前後を通じ、 障害のある人と事業所の双方を支援するジョブコーチ ※(職場適応援助者)やジョブサポーター(障害のあ る人・企業双方のサポートを行う有償ボランティア) などの周知を図り、利用の促進を図ります。	継続
障害者短期職場実習 事業の推進	障害のある人の就労能力の向上を図るため、市役所においてサービス提供事業所等に通所する人を対象とした短期間の職場実習を実施します。	継続
障害者職場実習促進 事業の推進	障害のある人の就労機会及び就労能力の向上を図るため、一般企業等で職場体験実習を行った場合、受け入れた事業所とかかわった福祉施設等に奨励金を支給します。	継続

※ 職業リハビリテーション:

障害のある人に対して職業指導、職業訓練、職業紹介その他、障害者雇用促進法に定める措置を講じ、その職業生活における自立を図ることを言う。

※ ジョブコーチ:

就労を希望する障害のある人に対して、一緒に職場へいき、共に作業をしたり休憩時間を過ごし、障害のある人が働きやすいように援助を行うことを業務とする人。また、事業主や職場の従業員に対しても、障害のある人の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて、職務や職場環境の改善を提案し、障害のある人の職場定着を図ることを業務とする人。

取り組み	内 容	方向性
トライアル雇用 [※] の	事業者に対して障害のある人を一定期間試行雇用し、相	
促進	互の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行うトライア	継続
促進 	ル雇用の実施を働きかけます。	
広域的な就労ネット ワークの形成	地域自立支援協議会を中心に、特別支援学校や学校、公	
	共職業安定所、商工会、民間企業、サービス提供事業所、	
	行政等の関係機関によるネットワークを形成し、就労前	継続
	から就労後にわたって障害のある人の就労支援が図れる	
	体制づくりに努めます。	

※ トライアル雇用:

「トライアル雇用事業」として、2003年より厚生労働省によって開始された事業。ハローワークが紹介する障害のある人や中高年齢者等の就職希望者を、企業が短期間(原則として3ヶ月間)試行的に雇用。その間に企業と就職希望者が相互の理解を深め、その後の本採用へと移行するなど、雇用機会をつくっていく。

第6節 生活環境

1 ユニバーサルデザイン※とバリアフリーのまちづくりの推進

障害のある人が地域の中で暮らすにあたって、住まいをはじめ、外出時に不便なく移動や公共施設などが利用できるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、民間企業や関係機関と連携し、計画的にバリアフリーのまちづくりを進めるとともに、多くの人が利用しやすいよう、バリアを最初から無くしていくユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

取り組み	内 容	方向性
公営住宅の整備	新たに整備する公営住宅については、高齢者や障害のあ	
	る人の利用を考え、住戸内部・共用部の段差解消を図る	継続
	ほか、浴室・トイレ等の利便性の向上を図ります。	
住宅改修への支援	高齢者福祉施策等とも連携し、手すりの取り付けや段差	継続
	の解消など、居宅における改修への支援に努めます。	祁 丕 祁冗
公共施設のバリアフ リー化	既存施設については、「京都府福祉のまちづくり条例」	
	に基づきバリアフリー化を進めます。また、新設の際に	
	は、ユニバーサルデザインの考え方のもと、計画の段階	継続
	から障害のあるなしにかかわらず、だれもが利用しやす	
	い施設となるよう整備を進めます。	

※ ユニバーサルデザイン

年齢、性別や障がいの有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。「バリアフリー」が特定の障壁(バリア)を解消することであるのに対して、対象を限定するのではなく初めからすべての人に使いやすくするという、バリアフリーから一歩進んだ発想。

取り組み	内 容	方向性
	障害のある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用	
	できるよう、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促	
民間施設等への啓発	進に関する法律(新バリアフリー法)**」や「京都府福	継続
	祉のまちづくり条例」の周知を図り、事業者等への理解	
	促進と施設の整備、改善を要請していきます。	
「整備基準適合証」	まちづくりに関する施設整備時に、「京都府福祉のまち	
現得の徹底	づくり条例」整備基準に適合していることを証する適合	継続
双行07100/区	証の取得を関係機関等に徹底します。	
	公共交通機関の利便性向上を図るため、北近畿タンゴ鉄	
公共交通機関のバリ	道各駅及び駅周辺のバリアフリー化を促進させるととも	継続
アフリー化	に、引き続きノンステップバス・リフト付きバスなどの	<u>ጥ</u> ድ ብ ሃ ር
	導入を事業者に働きかけます。	
	障害のある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するた	
道路など交通環境の	め、歩道の拡張や段差の解消、障害物の撤去、音響信号	継続
整備	機等の設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、交	<u>ጥ</u> ድ ብ ሃ ር
	通環境の整備を進めます。	
公園施設の維持管理	都市公園の整備は平成23年度までに完了しており、管	
	理は指定管理者へ委託しております。障害のある人を含	継続
	め、気持ちよく利用していただけるよう施設の維持管理	ም⊈ ብሃじ
	に努めます。	

※ 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新パリアフリー法):

平成 18 年 6 月 21 日成立(法律第 91 号)、同年 12 月 20 日に施行された法律。高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めることとした法律。

2 防災・防犯への対応

災害等の緊急事態発生時に、適切な情報提供と避難・救援が行えるよう、防災関係機関との連携を強化し、災害時要援護者対策の充実、地域全体の防災力の強化に努めます。また、障害のある人をはじめ、市民が犯罪等に巻き込まれないよう、関係機関・団体と連携し、防犯体制を整えていきます。

取り組み	内 容	方向性
	「京丹後市地域防災計画」の見直しを図る中で、減災へ	充実
地域防災体制の強化	の取り組みや防災体制の充実を図るとともに、原子力災	原子力災害· 津波災害対策
	害や津波災害への対策を強化します。	の強化
 災害情報伝達システ	災害時にとどまらず、市民全体の保護の必要性が生じた	
災害情報伝達ンステ ムの充実	場合など、状況に応じ、必要な情報を提供できるよう、	継続
ムの元文	既存システムの維持・更新、充実を図ります。	
 自主防災組織 [※] の育	区を単位とした地域住民による自主防災組織の整備を進	
日王防災組織 の育 成	めるとともに、リーダーの育成や区自主防災組織同士の	継続
	連携体制づくりを支援します。	
	地域コミュニティ*の形成促進や災害時要援護者避難支	
	援プランの充実、防災マップの充実をはじめ、民生委員・	
地域防災体制の充実	児童委員や区(自主防災組織)、関係社会福祉施設、各	継続
	種ボランティア団体、相互扶助組織等との連携体制づく	
	りを進め、地域ぐるみによる防災体制の充実を図ります。	
	「災害時要援護者避難支援プラン」「避難行動要支援者	
災害時要援護者の避	登録制度」に基づき、日頃から災害に関する情報等の伝	充実
難支援体制の充実	達を速やかに行い、緊急時でも効果的な支援活動が行え	体制の充実
	るよう体制を整備します。	

※ 自主防災組織:

自治会(区)などを単位として自主的に地域防災活動に取り組む組織。

※ 地域コミュニティ:

一定の地域に生活することによって利害関係などの面で結ばれている地域社会共同体。

取り組み	内 容	方向性
防犯・悪徳商法など への対策	○「京丹後市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」 に基づき、市、市民、事業者、ボランティア団体等が 連携・協力して犯罪の防止に努めるとともに、警察や 防犯協会等の関係機関との連携による防犯活動を展開 します。 ○高齢者や障害のある人などをねらった悪徳商法の対策 については、犯罪を未然に防ぐための啓発活動を充実	継続
障害のある人に配慮 した情報伝達手段の 拡充	します。 防災行政無線のデジタル化に伴い、聴覚障害者への情報 伝達手段として引き続き文字放送の導入を進めます。また、障害のある人への情報伝達手段として、ファックス や携帯電話のメール機能等を活用した災害情報伝達システムの利用拡充を図ります。さらに、緊急通報システム やファックス 110番、携帯電話等からのメール 110番 の周知を図ります。	継続

第7節 生きがい・社会参加支援

1 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

関係機関と連携し、障害のある人を対象としたスポーツや文化、生涯学習に関する教室・講座等の開催を働きかけ、障害のある人の文化・スポーツ・レクリエーション活動を促進し、地域の中で潤い、豊かな生活を送ることができるよう、生きがいづくりを支援します。

取り組み	内 容	方向性	
障害者の集い	障害のある人を対象に、お互いの理解と親睦を深めるため、障害種別を超えた交流事業の開催など、事業内容と	継続	
件口句の未り	運営方法を検討します。	시부드 시ジレ	
 障害者スポーツの促	障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション		
進	活動について、ニーズを把握するとともに、活動を支援	継続	
~	するスポーツ指導者の養成と組織化を図ります。		
 社会体育施設の整備	障害のある人をはじめ、だれでも利用しやすいよう、社	継続	
14女件日池改の走備	会体育施設の適切な維持管理に努めます。	祁 全 祁江	
	障害のある人が様々な文化・芸術活動に参加できるよう、		
文化・芸術活動への	文化施設等への入館料等の負担軽減に努めるとともに、	継続	
支援	文化・芸術活動への参加促進に向けた事業内容を検討し	<u>ም</u> ላያር	
	ます。		
生涯学習の促進	障害のある人をはじめ、だれもが利用しやすいよう、図		
	書館、公民館、資料館等の社会教育施設の充実及びこれ	継続	
	ら施設を活用した生涯学習計画の策定を検討します。		
交流の場づくり (再掲)	障害のある人と地域住民との交流を活発にするため、地		
	域に密着した日常的な取り組みやイベントなどの企画・	継続	
	実施を検討します。		
障害者教育事業の推 進(再掲)	障害のある人の社会参加を促進するため、交流活動や学		
	習活動に必要な指導者及び日常生活を支えるガイドヘル	継続	
	パー、ボランティアなどの育成と組織化を図ります。		

2 社会参加を促す支援の充実(移動、コミュニケーション、情報取得)

障害のある人の社会参加を促進するため、移動支援やコミュニケーション手段の確保の 支援など、外出における支援の充実を図ります。さらに、障害特性に配慮し、多様な媒体 やツールを活用した情報提供に努めます。

取り組み	内 容	方向性
	屋外での移動が困難な障害のある人の社会参加を促進す	
移動支援事業の実施	るため、地域生活支援事業における移動支援事業として	継続
	実施します。	
	外出困難な在宅の障害のある人に対して、生活行動範囲	
福祉タクシー利用券	の拡大と社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一	
または福祉ガソリン	部を助成する「福祉タクシー利用券」または自家用車等	継続
利用券の交付	のガソリン費用の一部を助成する「福祉ガソリン利用券」	
	のいずれかを交付します。	
1、7、時機免疫害之為	血液透析療法を行うため、頻繁に通院する必要がある障	
じん臓機能障害者通	害のある人に対して、経済的負担の軽減を図るため、通	継続
院交通費助成 	院時における公共交通機関等の利用料金を助成します。	
外出支援マップの作	障害のある人が安心して外出できるよう、障害のある人	
	に配慮された施設や道路等の情報を掲載したマップの作	継続
成	成を検討します。	
	聴覚・言語機能に障害がある人の情報入手やコミュニケ	
	ーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の	
コミュニケーション 支援事業の実施	促進を図るため、「手話通訳者・要約筆記者の派遣」「手	継続
	話通訳者の設置」などを、地域生活支援事業におけるコ	
	ミュニケーション支援事業として実施します。	
障害者教育事業の推 進(再掲)	障害のある人の社会参加を促進するため、交流活動や学	
	習活動に必要な指導者及び日常生活を支えるガイドヘル	継続
	パー、ボランティアなどの育成と組織化を図ります。	
	ボランティアや関係団体・機関との連携を図り、広報紙	
障害の種類に応じた	等の刊行物の拡大版発行や音声化等の導入・検討を進め	継続
広報の充実 	ます。	